

農村活性化プロジェクト
研究資料 第3号

農業分野における障害者就労と農村活性化
—社会福祉法人，NPO法人，農業生産法人の活動事例を中心に—

平成23年5月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読書各位から幅広くコメントいただくことができれば幸いです。

まえがき

本研究資料は、プロジェクト研究「効果的な農村活性化に向けた多様な主体との連携モデルの構築に関する研究」（平成 21 ～ 23 年度）の中で実施している小課題「社会福祉法人，NPO 法人等と連携した農業生産振興や雇用促進等」の研究成果の一部である。

本研究の背景には、以下のような農業と農村および福祉行政の変化がある。

農村は、農業生産活動の場であると同時に、自然環境の保全等の多様な役割を果たしているが、過疎化、高齢化の進展や混住化等により、農業の担い手不足から、その役割を十分に果たせない地域が増えてきており、こうした現状を打破し、農村を活性化することが重要な課題となっている。

一方で、福祉行政では、障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指し、2006 年制定の障害者自立支援法によって、障害者が能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉サービスに係る給付や支援を定められている。あわせて、障害者の法定雇用率の運用強化も進められている。しかしながら、近年における、地域経済の地盤沈下、中小企業の海外流出等により、障害者が行える仕事が減少する状況が続いている。

こうした背景の下、農業分野および農業関連分野における障害者の就労が、農業者と社会福祉法人，NPO 法人等が連携する形で、各地で展開されている。本研究は、こうした農業分野における障害者就労の実態を把握するとともに、効果的な連携のあり方を検討することを目的としている。

本研究資料では、かかる実態を把握・整理するため 6 つの事業所の取組を紹介していく。うち 5 事例は実態調査に基づくものであり（第Ⅰ部）、1 事例は講演録（第Ⅱ部）である。いずれも農業分野での障害者就労の先進的な取組と目される事例である。これらの研究成果を農業分野における障害者就労促進を図るための資料として活用いただければ幸いである。

なお、本研究資料は、平成 22 年 12 月 3 日に農林水産省ホームページで公表された「農業分野における障害者就労と農村活性化に関する研究」に付属参考資料として添付された「実態調査報告書」を再構成したものである。

末筆になるが、現地調査および講演会講師として、本研究にご協力いただいた、「社会福祉法人グリーン」、「NPO 法人ころん」、「社会福祉法人コミュニティーネットワークふくい」、「農業生産法人(有)シーネット坂井」、「NPO 法人マルキュー」、「農業生産法人(株)京丸園」の関係者の皆様に、厚く感謝申し上げます。

平成 23 年 5 月

農林水産政策研究所
農福連携研究チーム

農業分野における障害者就労と農村活性化
ー社会福祉法人，NPO法人，農業生産法人の活動事例を中心にー

目 次

	ページ
はじめにー紹介事例の位置づけと概要ー	1
第Ⅰ部 実態調査報告	
1. 社会福祉法人 グリーン	
ー農家との連携による障害者の農業活動を通じた地域への貢献ー	8
2. NPO法人 こころん	
ー農家との連携を通して障害者が直売所とカフェを運営ー	18
3. 社会福祉法人 コミュニティーネットふくい	
ー農業と連携して農産物の直売と加工事業を展開ー	27
4. 農業生産法人・有限会社 シーネット坂井	
ー米の生産と販売を中心に福祉と連携して事業を推進ー	39
5. NPO法人 マルキュー	
ーニンニク栽培を中心に農業生産活動を展開ー	49
第Ⅱ部 講演録	
「農業と福祉のいい関係！ー京丸園における障害者就労の取組と地域連携ー」	56
講師：京丸園株式会社代表取締役 鈴木 厚志 氏	
おわりに	75

【執筆・調査分担（※執筆者）】

※飯田 恭子（(元)農業・農村領域研究員）

※香月 敏孝（農業・農村領域上席主任研究官）

吉田 行郷（政策研究調整官）

出田 安利（企画広報室長）

はじめに－紹介事例の位置づけと概要－

農業分野における障害者の就労先には、主に農業生産法人等と福祉事業所の2つがある。また、働き方としては、雇用契約を結ぶ就労のほか、一般就労に向けた職業訓練等としての就労形態がある。

本稿では、こうした障害者の就労先や就労形態の違いに注目しながら、6つの事業所での取組を紹介していく。ここでは、個々の事例に立ち入る前に、障害者の就業に関する全体の状況を踏まえながら、各事例の位置づけと概要について整理しておきたい。

なお、通常、就業という場合には、収入を伴う仕事を行っていることをさすが、ここでは、収入を伴わない仕事を行っている場合も含めて、より広い概念として就労という用語を用いている。

(1) 障害者の就業実態

まず、障害者（15～64歳）全体の就業実態について厚生労働省の調査⁽¹⁾に基づき、第1表を示しておく。

第1表 障害の種類別にみた就業の実態(2006年7月1日現在)

(単位:千人、%)

	計	就業者	常用雇用	常用雇用以外	授産施設・作業所等	不就業者	無回答
計(実数)	2,050	826	335	458	171	1,165	62
身体障害者	1,344	578	280	272	38	722	46
(重度)	(657)	(214)	(96)	(110)	(24)	(420)	(23)
知的障害者	355	187	35	150	111	160	9
(重度)	(139)	(59)	(2)	(57)	(51)	(75)	(4)
精神障害者	351	61	20	36	23	283	7
計(割合)	100.0	40.3	16.3	22.4	8.3	56.8	3.0
身体障害者	100.0	43.0	20.8	20.3	2.8	53.7	3.4
(重度)	(100.0)	(32.3)	(14.6)	(16.7)	(3.6)	(63.9)	(3.5)
知的障害者	100.0	52.7	9.9	42.1	31.1	45.1	2.5
(重度)	(100.0)	(42.4)	(1.3)	(40.8)	(37.0)	(54.0)	(2.9)
精神障害者	100.0	17.4	5.6	10.4	6.6	80.6	2.0

資料：厚生労働省（2008）「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査の調査結果について」から作成。

注：調査対象は15～64歳。就業者数、不就業者数の内訳実数は同上資料に公表されている割合から算出。常用雇用の者は、各障害とも1週間あたりの労働時間が20時間以上で、期間の定めがなく雇用される者、ただし期間の定めがあっても1年以上の者は含まれる。身体障害者の重度障害は身体障害手帳1、2級の者、知的障害者の重度障害は療育手帳等の障害程度度がA1、A2、1度、2度等の者。

3 障害（身体障害者、知的障害者、精神障害者）合計の205万人について、就業者は83万人（40％）で、そのうち常用雇用者が34万人（16％）、常用以外の就業者が46万人（22％）となっている。したがって、障害者の過半は就業しておらず、就業している者についても常用雇用以外の就業者が多いことがわかる。

こうした就業構成について、障害の種類別にみれば、以下のような差異があることがわ

かる。

身体障害者は3障害者の中で最も数が多く、常用雇用者の割合も高い（3障害計では常用雇用の割合が16%に対して身体障害者では21%）。このため、常用雇用者の大半は身体障害者が占めている。

一方で、知的障害者では常用雇用以外の就業者の割合が高く（3障害計で22%に対して42%）、その受け入れ先として「授産施設・作業所等」（新法下での福祉事業所に対応⁽²⁾）の位置づけが大きい点が注目される。福祉事業所で働いている障害者のほとんどは、知的障害者なのである。

これらに対して、精神障害者の場合は不就業者の割合が81%と高く、多くが就業していない。3障害計の不就業者の割合が57%であるから、精神障害者の不就業割合は際だっている。

このように、障害の種類によって就業のあり方は異なっているが、障害の程度によっても就業状況は異なっている。障害者の種類別にそれぞれみていくと、障害が重度の障害者では、就業者の割合が低く、就業している者でも常用雇用以外の割合が高い⁽³⁾。

ところで、農業分野における障害者の就業実態について全体像を示すデータは、ほとんどないが、常用雇用の場合には農業生産法人が、常用雇用以外の場合には福祉事業所が主たる受け入れ先となっていると考えられる。前者について、農村工学研究所のアンケート調査によれば農業生産法人の16%が障害者を雇用しており⁽⁴⁾、後者については、障害者福祉事業所等の全国組織である全国社会就労センター協議会（セルプ協）のデータベースによると、事業所等の24%が農業を障害者の就労活動に取り入れている⁽⁵⁾。以上のように、農業分野での障害者の就労は、農業生産法人と福祉事業所の双方で一定の割合をもって取り組まれていることになる。

なお、福祉事業所における農業分野での障害者の就労は、他の作業分野と比較して知的障害者の割合が高いとみられる点が特徴的である⁽⁶⁾。

(2) 組織形態・就労形態別にみた事例の特徴

第2表に紹介事例（①～⑥）の事業所の組織形態と障害者の就労形態について示した。まず、組織形態については、6事例のうち4つが障害者福祉事業所（社会福祉法人およびNPO法人、このうち事例③は社会福祉法人の下に9の事業所を持つ広域ネットワーク型の法人）、2つが農業生産法人での取組である。

社会福祉事業所について、事例①は障害程度が比較的重い障害者の施設であることもあり、「生活介護」サービスの一環として⁽⁷⁾ 農業就労が行われている。

これに対して②、③、⑤は主に「就労支援」サービスとしての「就労移行支援」、「就労継続支援A（雇用）型」、「就労継続支援B（非雇用）型」によるものである。この3種のサービスの内容は以下のようなものである⁽⁸⁾。就労移行支援は通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に、一般就労への移行に向けて期間を限定して行うサービスである。一方で、就労継続支援は通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、期間

を限定せずに就労移行に向けた訓練等を行うもので、A(雇用)型、B(非雇用)型に分かれている。

第2表 紹介事例の概要－組織形態、就労支援サービス等－

事例 No.	事業所名称 (所在地)	事業所の組織形態	利用者(障害者)の 就労支援サービス等	利用者の主たる 障害の種類
実態 調査 編	① 「グリーン」 (横浜市青葉区)	福祉事業所 (社会福祉法人)	生活介護	知的障害
	② 「こころん」 (福島県泉崎村)	福祉事業所 (NPO法人)	就労移行支援 就労継続支援(B型)	精神障害
	③ 「コミュニティーネット ふくい」 (本部・福井県福井市)	福祉事業所 (社会福祉法人)	生活介護 就労移行支援 就労継続支援(A型)	知的障害
	④ 「シーネット坂井」 (福井県あわら市)	農業生産法人 (有限会社)	<③との業務契約で 就労受け入れ>	知的障害
	⑤ 「マルキュー」 (岡山県岡山市)	福祉事業所 (NPO法人)	就労継続支援(A型)	知的障害、 精神障害
講演 録	⑥ 「京丸園」 (静岡県浜松市)	農業生産法人 (株式会社)	一般就労	身体障害、知的 障害、精神障害

生活介護、就労支援のいずれも、これらを行う福祉事業所に対してサービス報酬(支援金)が支給され、就労事業の収益からサービス利用者(障害者)には工賃が支払われる⁽⁹⁾。利用者に多くの工賃を支払うためには、経済事業としての就労事業の拡大と効率的な運営が求められることになる。

こうしたいわゆる福祉的就労が中心となる福祉事業所に対して、農業生産法人における就労の場合では、雇用等による一般就労が主な形態である。⑥がそうした事例である。そのほかに④のように農業生産法人が福祉事業所との業務契約により、障害者就労を受け入れている事例もある。これを含め、農業生産法人等と障害者福祉事業所とが多様な形で連携した取組の事例がみられる⁽¹⁰⁾。

また、これらの事例における障害者の就労を障害の種類別にみれば、福祉事業所の場合は、(1)で指摘したと同様に知的障害者の割合が高く、精神障害者がそれに次いでいる。農業生産法人では、⑥の事例の場合は身体障害者も就労している。

(3) 農業および農業関連分野での取組事例の特徴

次に、それぞれの事例について、農業および農業関連分野での取組の特徴を示しておく(第3表参照)。

事例①から③までは、福祉事業所での取組であり、いずれも農業生産と農産加工等の農業関連部門をあわせて行っている。販売事業としてみれば、後者の位置づけが大きい点で共通している。

①では野菜、米等を生産し販売額が170万円であるのに対して自施設昼食、弁当販売等の販売額が500万円、②では馬鈴薯、大豆等は全て加工原料に仕向けられ、事業所で運営している農産物直売所・カフェ等での販売額が6,000万円、③では米、野菜、果樹等が2,000

万円であるが、その大半は福祉事業所内での販売となり、それらを加工した学校・病院給食等の販売額が1億2,000万円となっている。

以上のように、②および③では農業関連部門での事業規模が大きく、福祉事業所が行う就労支援ビジネス事業としての要素が強いといえる⁽¹¹⁾。なお、農業生産はいずれも農地借地によるものが中心となっているが、②では同事業所が運営している直売所に出荷している野菜作農家や養鶏場に障害者がおもむいて農作業（施設外就労）を行う活動もあわせて行っている。

第3表 紹介事例の概要(2)－農業就労の実態－

No.	農業分野での障害者就労の経過と特徴	農業等生産部門の概要				障害者就労の開始年	農業就労者数 (農業関連部門は含まず)		
		農業生産		農業関連部門			障害者	健常者	
		主な作目と作付面積等	販売額	事業内容	販売額				
①	近隣農家と協力し都市農地を活用。就労体験として農作業実施。	野菜 85a 水田 25a 堆肥製造	170 万円	自施設昼食、弁当販売	500 万円	1993年	28人	9人	福祉事業所職員
②	直売所を核に出荷農家と連携。近隣農家で就労体験のほか、養鶏場経営にも着手(直売所出荷農家の経営を継承)。	馬鈴薯 10a 大豆、シイタケ	—	直売所・カフェ、農産加工	6,000 万円	2008年	10人	4人	
③	事業所間のネットワークで農業を基軸とした多角化(給食、直売等)を実現。9事業所のうち6事業所で農業を実施。	水稻 5ha 野菜 1ha 果樹 1.3ha	2,000 万円	学校・病院給食、直売所、加工	1億2,000 万円	1990年	24人	2人	
④	福祉分野から本格的に農業参入(③との業務契約により障害者就労受け入れ)	水稻 15ha 大麦・大豆 10ha 柿 80a	6,200 万円	あんぼ柿、精米作業、かきもち	550 万円	2001年	8人	6人	農業生産法人社員・パート
⑤	農業生産法人を母体に福祉事業所を設立し無農産野菜等を生産。同種の取組が近隣に波及。	ニンニク 55a 野菜 8a 水稻 5.6ha	(不明)	—	—	1987年	17人	4人	福祉事業所職員
⑥	農業生産法人が障害者を雇用。障害者と健常者が役割分担して精緻な農作業を推進。	水耕施設野菜 70a 水田・野菜 120a	1億2,000 万円	—	—	1996年	22人	38人	農業生産法人社員・パート

以上の福祉事業所の取組に対して、④および⑤は農業生産が主たる活動となっている。④は農業経営規模が31haと大きく、米、大豆、大麦の土地利用型の農業を中心とし、あわせて干し柿やかきもちといった農産加工を行っている（販売額は農業6,200万円、加工等550万円）。⑤はニンニクを基幹作物とし、米も6ha程度生産している。

さて、この2つの事業体の組織形態は、前述のように④が農業生産法人（有限会社）、⑤が福祉事業所（NPO法人）であるが、出自に注目するとこれとは反対に、前者が福祉事業所、後者が農業生産法人由来の事業所である。すなわち、それぞれ福祉からの農業参入⁽¹²⁾、農業からの福祉参入の事例である。

④は、社会福祉法人③から分離・独立している。前述のように、③は県下で広域に展開する9つの事業所からなるネットワーク型の社会福祉法人であり、④はその1事業所が障害者に農業での就労の場を提供するため、本格的に農業を行うことを目指して、別途、設立した農業生産法人である。こうした目的と経過のため、④は母体となった福祉事業所と業務契約を結んで農作業を行う障害者を受け入れ、生産された農産物は③が買い上げてい

る。このように、③と④は連携して障害者就労活動を実践している。

一方、⑤は農業生産法人（1994 年設立）を母体に設立されている。以前から社会貢献をめざし障害者を雇用していたが、無農薬野菜等の集約的な農業を実践するためには多数の雇用が必要という判断もあり、就労支援を拡充するため社会福祉事業所を立ち上げるに至った。農地や農機具は福祉事業所が農業生産法人から借り受ける体制をとっており、福祉事業所と農業生産法人は一体的な経営を行っているといえる。こうした農業経営を母体とする福祉事業所の設立は、近隣の農家に波及する動きをみせている点でも注目される。

また、それぞれ④および⑤について、④では近隣農家から頼まれて土地条件が必ずしも良くない農地の保全を行ったり、⑤では高齢農家に出向いて水稻苗の補植作業を援農ボランティアとして実施しているなど、障害者が行っている農作業は多岐にわたっている。

最後に、⑥は水耕施設（70a）でコネギやミツバ等を生産し1億 2,000 万円を販売している農業生産法人である⁽¹³⁾。この法人は、当初、障害者の雇用には消極的であった。しかし、障害者を雇用することで、職場の雰囲気は優しくなり、作業効率も上がったという。そうした経験を経て、福祉関係機関とも連携しながら障害者の個々の障害特性に合わせた作業プログラムを作成し、障害者が働き易い機器や装置類を開発するなど、様々な創意工夫を行っている。「障害者の能力を賃金の稼げるレベルにもっていく雇用システムづくり」を目指した取組である。

障害者と健常者（社員やパート従業員）とが協力し役割分担することで精緻な農作業を実践しており、障害者雇用の拡大とともに生産量が拡大するなど経営面での効果が発揮されている点が注目される。また、同社の社長は、こうした農業分野での障害者の就労を地域の一般農家にも広げるために、特例子会社を活用した取組にも関与している。なお、以上の事例⑥については、農林水産政策研究所セミナーでの講演録（講師：同社社長）として本稿で紹介することにした。

さて、それぞれの事例での農業分野における障害者の就労活動は、第3表に示したように、1990 年代以降から開始されたものが多く、比較的新しい取組といえる。調査時点では各事例で8～28 人と多数の障害者が農業分野で就労しており、総じて近年になるほど就労者数が増加する傾向にもある。また、福祉事業所①～③については、このほかに農業関連事業での障害者就労数も多い。さらに、就労者は障害者だけではなく、福祉事業所の職員や農業生産法人の社員・パートもともに農作業や農産品加工に携わっている。これら農業分野での障害者就労の取組は、健常者も含めた就労機会の拡大に寄与しているといえる。

障害者と福祉事業所の職員、地域の農業者が、障害者の仕事の特性を生かして、付加価値の高い農産物の生産、直売や加工、調理に多角的に取り組んでいることが、就労の場の拡大に結びついているのである。

ところで、収益をあげていない活動も含め、障害者が農業分野で就労する取組は、地域の農業者等との連携によって可能となっている。こうした連携を通じて実施されている農

地保全、高齢農家の援農、交流イベント等によって様々な農村活性化の効果がもたらされているが、これらの詳細については、各事例での記述に譲りたい。

(香月 敏孝)

注(1) 厚生労働省「身体障害者、知的障害者及び精神障害者就業実態調査」による。障害者就業実態調査は5年おきに行われており、直近の調査は2006年7月時点（前回は2001年6月実施で、対象は身体及び知的障害者）。この調査は、国勢調査で使用された調査区を用いた標本調査（抽出率1/100）を行って全国推計したもの。

(2) 「授産施設・作業所等」は、自立支援法制定前の障害者福祉施設であり、同法の施行に伴い障害者福祉事業所への移行が進められている。

(3) 第1表に示していない精神障害者についても、最も障害程度が重い1級の場合、不就業者の割合は85%とほとんどを占め、常用雇用、常用以外の就業の割合はそれぞれ2%、10%に過ぎない。この点に関連し、知的障害者については重度障害の者であっても就業割合が42%と比較的高く、その受け皿として授産施設・作業所の役割が大きいことが指摘できる。

(4) 農村工学研究所が2008年に行ったアンケート調査によれば、農業生産法人（476サンプル）のうち16%が障害者を雇用している（農村工学研究所(2010)を参照）。

(5) 全国社会就労センター協議会（セルプ協）のデータベースによれば、2010年10月時点で農業を実施している事業所等の割合は24%（全事業所3,459のうち827事業所）である。この時点におけるデータベースは全事業所の障害者数の5割程度をカバーしていると推計される。なお、同データベースは随時更新されており、直近のデータについては全国社会就労センター協議会ホームページ[6]を参照されたい。

(6) 上記注(5)のデータベースについて、知的障害者施設のみでは農業を実施している事業所の割合は32%と全体の平均よりも高い。また、A県のデータ（2005年調査、非公表）によれば、全体の事業所合計（45カ所）では知的障害者が占める割合は61%であるが、農業を行っている事業所（16カ所）に限れば、この割合は83%と高くなる。

(7) 生活介護は、生活支援のほか創作的活動または生産活動の機会の提供等の支援を行うサービス。詳しくは、厚生労働省ホームページ[7]を参照。

(8) 障害者福祉研究会(2008)のほか、大澤(2010)、厚生労働省ホームページ[7]を参照。

(9) 第1部第2章第2表、第3章第2表で示すように、福祉事業所の事業は、会計上で福祉事業と就労支援事業とに区分される。前者は支給される支援事業報酬等を収入とし、事業所職員の人件費等に充当される。これに対して、後者は事業所が行う種々の就労支援事業で得られた販売額等を収入とし、経費を差し引いた利益の中から利用者（障害者）に工賃が支払われる。なお、就労支援継続A型の場合には、法定雇用率を上回る雇用に対して障害者雇用調整金が別途支給され収入の一部となる。

また、工賃の水準は、事業所によって異なるが、サービス区分ごとには、生活介護<就労移行・就労支援B型<就労支援A型といった序列が一般的である。全国社会就労センター協議会(2009)によれば、2009年5月時点の調査（回答766事業所等）に基づき、それぞれ月額平均で、生活介

護：6,946 円、就労移行：16,214 円、就労支援 B 型：14,845 円。就労支援 A 型：80,123 円となっている。

- (10) 例えば福祉事業所②が農業生産法人と連携して行っている援農ボランティアの事例等がある。
- (11) こうした活動の成果により、この 2 つの事業所での工賃は高い水準を実現している（第 I 部の実態調査報告の第 2 章、第 3 章を参照）。
- (12) 事例②についても、直売所に出荷していた養鶏農家の経営主がリタイヤすることになり、福祉事業所が同経営を継承しており、福祉からの農業参入の事例として位置づけられる。
- (13) 事例⑥の就労の取組実態については、ホームページ [8]、[9] をあわせて参照されたい。

[引用・参考文献]

- [1] 大澤史伸(2010)『農業分野における知的障害者の雇用促進システムの構築と実践』、(株)みらい
- [2] 障害者福祉研究会(2008)『障害者自立支援法事業者ハンドブック報酬編 2008 年度版』、(株)中央法規出版
- [3] 全国社会就労センター協議会(2009)「景気後退に伴う社会就労センターへの影響調査〔平成 21 年 5 月版〕 調査結果」
- [4] 農村工学研究所(2009)『農業分野における障害者就労マニュアル』
- [5] 農村工学研究所(2010)「農業分野での障がい者就労の類型化による支援課題の抽出とその解決方策」『農村工学研究所技報』第 210 号

ホームページ

- [6] 全国社会就労センター協議会(セルフ協)、<http://www.selp.or.jp/index.html>
- [7] 厚生労働省(2011)「障害福祉サービスの内容」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html>
- [8] 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(2005)『京丸園株式会社：「農の福祉力・包容力」の実践－農園における障害者雇用－』
<http://www.ref.jeed.or.jp/18/18046.html>
- [9] 福井博一(2006)「京丸園(株)」(岐阜大学・福井教授のホームページ)
<http://www1.gifu-u.ac.jp/~fukui/03-1-071.html>

第Ⅰ部 実態調査報告

1. 社会福祉法人 グリーン

－農家との連携による障害者の農業活動を通じた地域への貢献－

(1) はじめに

「社会福祉法人グリーン」(本部：神奈川県横浜市青葉区)は、知的障害者を主な対象とした障害福祉サービス事業を行っている。その福祉サービスにおいて利用者(障害者)の活動が行われているが、その主なものは農業活動とおにぎり販売である。農業活動等による収入は、利用者の収益になっている。

この施設では、比較的に重い障害のある利用者が通っている。利用者は、農作業や農産物加工、調理で働く喜びを感じ、人の役に立つことを通じて社会参加をめざしている。耕作放棄の目立つ都市農地を保全し、近隣農家の農作業を手伝うなどの地域連携が促進されている。

本章では、このような、農業を利用者の活動に取り入れた福祉事業所について紹介していく。

(2) 法人の沿革と事業概要

1) 法人の沿革

この法人の前身である「地域作業所グリーン」は、1993年に任意団体として設立された。当所は、通所者10人程、職員2人でのスタートであった。1999年に「第2グリーン」、2007年に「第3グリーン」が開設されている⁽¹⁾。

2007年に法人化して「社会福祉法人グリーン」となり、2008年に障害者自立支援法事業へと移行し、日中活動系サービスとして生活介護と就労継続支援B型事業等、多機能型の福祉サービスを提供している⁽²⁾。

2) 事業所にみた活動の概要

社会福祉法人グリーンは、3つの事業所を運営しており、2009年(平成21年)現在、これらの事業所に38人の利用者が通所している⁽³⁾。うち8人は女性である。利用者の障害の程度は、平均区分4.39である⁽⁴⁾。

施設での活動の内容をみると、農作業に28人、昼食づくりに4人、おにぎり調理と販売に6人で活動している。畑作業には体力的にきつい人、料理の好きな人が、調理を受け持っている。うち10人程度の利用者は、日々の体調にあわせて作業を選んでいる。

上記に対して、法人全体のスタッフの数は15人である。うち正規雇用の常勤職員が11人、非常勤職員が4人となっている。スタッフの担当については、農作業は6人、昼食の調理とおにぎりづくりは6人、管理と事務は3人となっている。その他にボランティアが、週に5名程度来所し、活動の実施を支援している。活動の内容と活動している人数を整理して示したものが第1表である。

第1表 「社会福祉法人グリーン」の就労支援事業等の内容と
活動している人数（平成21年）

活動内容等	活動している人数		
	障害者 (利用者)	健常者 (職員)	ボランティア
農業生産	28	6	1週間あたり 5
昼食調理	4	6	
おにぎり調理・販売	6		
公園等管理請負	適宜	適宜	
施設管理・法人事務	0	3	
合計	38	15	5

(3) 農業及び農業関連分野における障害者就労活動の実態

1) 就労支援事業における農業と農業関連分野の活動の位置づけ

グリーンが行っている農業と農業関連分野の活動の内容と収入については、第2表に一覧して示した。

農業活動としては、稲作と露地野菜の栽培を行っている。農業関連分野の活動は、農産物加工やおにぎりの調理・販売、農産物直売所の運営と多岐にわたる。これらの農産物の生産と加工、調理、販売が有機的に連関して運営されているところが、本法人の就労支援事業の特徴である。また、上記にあわせて、お寺の霊園管理や自治体の公園の草刈りも請負っている。

第2表 「社会福祉法人グリーン」の就労支援事業と収入（平成20年度）

活動	作目等	作付面積等	収入 (万円)	備考
農業生産	水田	38a	170	直売所等で販売
	露地野菜 40種類	80a 近隣農地の草刈り管理を含む		昼食とおにぎりに調理
農業関連分野	農産物加工	自家用、販売用	—	梅干し、味噌、ジャム
	昼食づくり	45食分/日	450	20種類の献立がある
	おにぎり販売		55	福祉専門学校の教員等が購入
作業請負	お寺の霊園管理 公園の草刈り		80	
合計		1.18ha	755	

第2表が示すように、平成20年度の利用者の活動による売上高は、約755万円である。このうち約60%にあたる450万円は、利用者等の昼食代による収入である。給食を入れている障害者福祉施設が多いなか、この法人では、利用者自らが昼食を調理しているので、昼食代は、回り回って工賃となって利用者に戻っていく。売上高の約30%にあたる225万円は、直売所での農産物販売やおにぎり販売による収入である。このように、本法人の利用者活動の売上の大半は、農業生産と農業関連部門が占めている。なお、施設の利用料は、一人

一日あたり400円で、昼食材料の一部やおやつ、お茶代となっている。

施設の利用時間は、朝 9 時から夕方 16 時である。このうち利用者の作業時間は、一日あたり 4 時間程度である。工賃は、利用者 1 人あたり年間 10 万円前後が支払われている⁽⁵⁾。あわせて、施設の行事である旅行⁽⁶⁾の前には、ボーナスが年 2 回支給される。本法人では、障害者の働くことを通じた健康維持や生きがいづくり、社会参加を第一の目的として利用者活動が行われている⁽⁷⁾。

農業活動にかかる農業設備の整備については、ハウスや機械等の整備費は、行政からの設備整備補助金及び後援会からの寄付金でまかなわれてきた。こうした支援がなければ、農業活動等の収支は赤字となる。現在、施設の運営は、主に自立支援法の障害福祉サービス事業の給付費によってまかなわれている。給付費を受けるようになってから、施設の経営は少し安定した。

ここからは、本法人が取り組んでいるそれぞれの就労に関する事業の詳細な内容について紹介する。

2) 農業生産活動 ― 自給自足を中心とした農業生産 ―

社会福祉法人グリーンは、前身となる地域作業所の頃から、農業生産を利用者活動の中心に据えてきた。法人の施設長は、障害児のグループと関わるなかで、学校卒業後に彼らが働くことのできる場所をつくりたいと考えていた。重度の行動障害のある人たちが、屋外で全身運動ができる作業を模索していたときに知ったのが、山の斜面でシイタケ栽培用の原木運びをしている、栃木県足利市にある「こころみ学園」の取組だった。

そこで施設長は、こころみ学園を手本としながら作業所「グリーン」を立ち上げ、原木シイタケの栽培をはじめた。その一方で、シイタケ栽培だけでは収入が少ないことから、ボールペンの組み立てや箱を折る作業をあわせて行い、収入の増加を試みた。

実践を進めるなかで作業所の職員が気づいたことは、山で原木運びをしているときには、利用者の表情が和らいで、生き生きとしていることだった。その一方で、利用者は、室内での内職的な作業にはストレスを感じていた。作業所は、人間が働くことの意味を問うなかで、自給的な農業生産を利用者活動の中核に据えることを決めた。グリーンが、シイタケ栽培や農業生産を開始した時期及び、その後の展開については、下記のとおりである。

1988 年 「自然と触れあおう」訓練会で稲作

1990 年 グリーン始動 シイタケの原木栽培を開始
農作業を開始（農地は約 20a）

1999 年 第 2 グリーンで昼食づくりを開始

2007 年 第 3 グリーンで弁当販売を開始

2008 年 横浜市の特設法人貸付の畑で農作業を開始（農地は約 1ha）

2009 年現在、グリーンは、約 1ha の農地を耕作している⁽⁸⁾。水田 38 a で稲の栽培を行っており、田植え、草刈り、稲刈り時に利用者が農作業をしている。畑 80 a では、オクラやサツマイモ、キャベツ、カボチャ、ピーマン、ニンジン等 40 種類の露地野菜とムギを栽培している。1 班 15 人前後に分かれて、2 班であわせて 20 人から 30 人が、圃場に出ている。職員は、6 人同行している。どちらかの班の一部が、お寺の清掃等を担当する時もある。



写真1. 野菜苗の定植



写真2. 堆肥のきりかえし作業

利用者が行う農作業の中心は、堆肥のきりかえしのための堆肥運びである。利用者は、スコップを持って土に向かって天地返しをしたり、コンテナに堆肥を入れて運んだりする。利用者は、安心して誇りを持って、堆肥運びの作業をしている。また、利用者は、毎日体を動かすことで生活リズムをつくり、夜よく眠れるようになる。このように、農作業は、利用者の精神安定と健康維持に役立っている⁽⁹⁾。堆肥の原料は、家畜の糞とリサイクル場から運んできた剪定木、畳を解体した藁を貰い受けて使用している⁽¹⁰⁾。

露地野菜は、近隣の野菜農家をモデルとしてローテーションを組んで作っているが、プロの農家のように農作業の時間はとれない。利用者は、10 時から 12 時、13 時 30 分から 15 時 30 分の間に圃場に出ている。また、土日は作業を休んでいる⁽¹¹⁾。近年では、職員も農業に慣れてきたので、ローテーションの変更を検討している。また、プロの農家が栽培するような、高い技術が必要な野菜を減らし、人手はたくさんあることから、手間暇をかければそれなりに高品質のものが仕上げられる作物を増やすことを検討している。一つの作物でまとまった量を生産すると、給食業者に引き取ってもらっている。販路の確保は、常に重要な課題である。

農作業の方法は、手作業が中心である。知的障害のある利用者は、単独で作業することは難しい。しかし、例えば、マイペースな人と作業に熱中する人が一緒に作業できるような工夫をして、グループで作業を行うと作業ペースが上がる。グループで作業をすることで、各自が役割を理解して、自立して作業することができる。利用者が行う農作業に関しては、注に詳細を記している⁽¹²⁾。

利用者が機械作業で使用している機械は、ノークラッチの乗用耕耘機兼トラクターと一

般家庭菜園用のアマチュアでも使える草刈り機であるが、いずれも小型のものである。

3) 農産物の調理と加工ー自給的な昼食づくりー

利用者は、生産した米や野菜を昼食の食材として使っている。ここでは主に、形が不揃いであるなどの理由から、直売所で販売できない農産物や売れ残った農産物を利用している。

女性の利用者が中心となった調理班が、昼食を準備している。昼食のメニューは、メイン料理とおひたしかサラダ等の副菜、汁物である。20種類の献立があり、一日あたり45食分前後を調理している。手早く作れるメニューを考え、作業を分担し、チームワーク良く進めている。

利用者活動として、梅干し、味噌、ブルーベリージャムを加工し、一部販売している。また、製麺業者に依頼して、収穫した小麦からうどんを加工している。これらの加工品も昼食の材料となる。

本法人の施設は、住宅街の一角にあり、外観は普通の住宅のようである。昼になると、畑で堆肥運びや農作業をしていたメンバーが事業所に戻ってきて、自らが栽培した季節の野菜を調理した昼食をとっている。



写真3. 調理班の昼食づくり

4) 農業関連分野での利用者活動とその収入ー直売コーナーの運営、おにぎりの調理ー

利用者活動の一つには、農産物直売とおにぎり販売がある。

農産物の直売に関しては、施設の入り口に設けた直売コーナーや畑で、生産した農産物を販売している。利用者のなかには、野菜の収穫や計量ができる人が数名いて、袋詰めなどを行っている。夏場によく売れる野菜は、ナスやトマトであり、売り切れることも多い。ゴーヤなど、採れすぎてしまう野菜もあり、直売所で売り切れない程の量ができると、頻繁に昼食の材料となる。また味噌や梅干しづくりもし、直売所で販売している。

直売コーナーでは、地域の農家が生産した野菜も、あわせて販売することもある。施設には駐車場がないため、多数の集客を望むことはできない。直売コーナーの利用者は、徒歩圏内の住民が多い。

直売は、高齢者のデイサービスを行っている「ケアプラザ」でも、週に1回程度行われている。デイサービスの送迎の車で運べることから、お年寄りは、重たい野菜でも気軽に購入することができる。



写真4・写真5 福祉事業所に設けられた直売所

このほか、給食会社が、地元の野菜を使用したいとグリーンに買いに来る。この会社は、ジャガイモとタマネギをたくさん購入している。自ら農産物を引き取りに来てくれるため、グリーンの方の負担は少ない。また、市役所の紹介で、地元の野菜の使用を検討していた青葉台駅前のビア・バーにも野菜を提供している。

サツマイモは、近所の保育園等が来て、芋掘りを体験し、掘った芋を買い取っている。その際には、畑の野菜も販売している。

販売用のおにぎりは、利用者が生産した無農薬栽培の米や野菜、味噌などを使って調理されている。おにぎりの調理と販売は、グリーンの利用者によるグループ「おにぎり畑」が、就労継続支援B型事業として行っていた。

「おにぎり畑」では、おにぎりとおにぎりの野菜を使った総菜、具がたくさん入った汁を450円でセット販売し、バラ売りもしている。主に福祉専門学校や短大、県立高校の教職員がおにぎりを注文し、購入している。この取組は、2007年に始まったばかりで、まだ売り上げは安定しているとは言えない。一時は、1日あたり15,000円の売上の時期もあったが、現在の売上は、7,000円から8,000円程度である。

「おにぎり畑」の作業施設では、午前中におにぎりを作って、お昼に近くの学校に売りに行っている。おにぎりをつくって包むのは、重度の自閉症の障害のある利用者である。ご飯を型にはめて押し出す方法は、自閉症の利用者が得意とする作業で、施設の職員よりも上手にこなせるほどである。自由時間には情動行動のある利用者が、おにぎりを作る時には、作業にとっても集中している。

作業施設は、昔、ソバ屋であったが閉店してしまっていた店舗を改装し、建物全体が厨房となっている。現在は、定員に余裕がないが、今後は、加工場所を確保し、畑で出来た野菜を使った総菜作りに取り組みたいと考えている。将来的には、畑の横で、出来たての野菜を加工して、弁当を販売することを構想している。近くに「寺家ふるさと村」があるので、「グリーンのお弁当を買って、ふるさと村を散策してください」というようになれば

いいと、職員は夢を描いている。

おにぎりという食品は、食中毒のリスクも、パンやクッキーに比べると高い。しかし、グリーンでは、水田でお米を作って、それを利用することを重視している。

(4) 農業生産を通じた地域との連携

法人化されて現在は、横浜市北部農政事務所の仲介で、地域の農家 10 戸弱から農地を借りている。労力不足などで、農家が耕作しきれない部分を借りている。農地を長く安定して使える形は、なかなか整っていなかった。しかし、グリーンが法人化したことや農地法が改正されたことによって、より農地を確保しやすくなった。

農作物の栽培技術等に関しては、職員が農家に研修に行って学んでいる。また、一般のボランティアの人々が、農業活動を手伝っている⁽¹³⁾。農大の学生も、ボランティアで利用者の農作業をサポートしてきた。

グリーンでは、ほとんどの農作業は手作業で行っているが、テラーやミニ耕耘機といった小型の機械を使用している。機械は「もう使わないので、良かったらどうか」と、近隣農家が譲ってくれたものである。また、近隣の農家は、前述の藁の調達のように、農家だからこそ知っている情報を法人に提供している。

これまで記したように、グリーンにトラクターがなかった時代には、近隣の農家が、グリーンの農業活動を様々な側面から支援している。そのお礼として、グリーンの利用者は、機械化が進む近隣農家に出向いて、草取りや収穫後の片付けなど、機械ではできない部分の作業を引き受けている。

さらにそのお返しとして、近隣農家は、グリーンの農地を機械で耕耘している。このように、グリーンが地域の農家と日常的に交流することを通して、障害者による農業活動は、地域の農家のなかに根づいてきた。

一方で、本法人は、近隣からのクレームを受けることもある。例えば、利用者が、不安定な時に奇声やどなり声をあげたりする場合、または、堆肥の臭いや盛り土の流出に対するクレームがこれまでにあった。

横浜市は、都市化の流れのなかで、グリーンの畑がある谷戸部における農地の保全に努めてきた。しかし、農家の高齢化が進むなかで、耕作の困難が増している。その一方で、農業をしたいと希望する市民の存在もあり、横浜市民の間では、地産地消を楽しむ雰囲気が出てきている⁽¹⁴⁾。

そのなかでグリーンは「横浜みどりアップ計画」とも連携し、地域の緑の維持や保全に貢献しようとしている。グリーンの農地が立地している青葉区では、水田が比較的残っている⁽¹⁵⁾。緑の多い田園都市の景観は、住民の評判も良い。

グリーンの代表は、障害者の頑張りを緑や農地の保全という地域の課題につなげていき、グリーンの存在を地域に認めて欲しいと考えている。「グリーン通信」やホームページによる情報発信は、今後も続けていくこととしている。

(5)おわりに

これまで紹介してきたように、「社会福祉法人グリーン」の利用者活動は、農業および農産加工・販売事業を活用した取組となっている。利用者活動において、無農薬で栽培した季節の野菜を直売所で販売している。そしてまた、手作りの加工品等も加えて自家用の給食をまかない、おにぎりの販売も展開している。これらの点から、農業生産と直売所、加工、調理、販売がうまく関連しているといえる。

グリーンの農業生産や農業関連事業は、福祉的な就労であり収益は多くはないが、障害者の自立と社会参加を支援するものとなっている。本法人では、障害のある人たちが、生きがいを持って充実した生活を送っている。

本法人の取り組みでは、大都市近郊の田園都市の農地で障害者や職員が立ち働きくことによって、近隣農家や直売所の顧客をはじめとする地域住民との交流が進んでいる。障害者と地域社会との接点が拡大することで、地域における福祉事業への理解が深まる内容となっている。

グリーンは、利用者の活動そのものによって、農地の保全に寄与している。グリーンは、障害者の活動が農地や緑地の保全につながっていると地域の人たちが理解し、支援してくれることを期待し、農業のある地域づくりをこれからも進めていこうとしている。

(飯田 恭子)

注(1) 社会福祉法人グリーンが関係する施設として、主にグリーン利用者が入居するグループホームがある。グループホームは、運営委員会によって運営されており、2003年に「グリーン川和ハイツ」、2005年に「第2川和ハイツ」、2008年に「第3川和ハイツ」が開設されている。

グループホームは3棟それぞれに5人ずつ、15人が利用している。家賃35万円の半分は、横浜市の助成を受けている。また、職員の給与等、運営全般に助成が出ている。グループホームの利用料は、家賃と光熱費、食費で約7万円である。

「グリーン川和ハイツ」は、学校卒業後の子どもを入居させたい保護者が、場所と家主を探し、新築してもらった。このホームには、自力通所できる人が暮らしている。ホームは、隣の都筑区にあり、バス、電車、バスで40分程度(車だと片道10分強)かかる。

他の2つのグループホームでは、より障害の重たい利用者が暮らしている。こちらは、ホームヘルパー制度も利用している。利用者は、グループホームに年齢順に入所するだけでなく、希望があれば、若い人でも入所している。

(2) 2010年3月までは、自立支援法事業の生活介護、就労継続Bの併設型であったが、一本化した方が効率がいいので、2010年4月より生活介護事業に統合した。

(3) 主に横浜市の青葉区、都筑区、緑区からの利用者がいる。地域の養護学校の卒業生を受け入れており、彼らは養護学校時代に実習の経験がある。屋外で働くことで精神が安定する利用者が多い。設立してから17年の平成21年(2009年)現在では、平均年齢は20代であり、比較的若い利用者が多い。

通所の手段であるが、多くの利用者(23人)は、法人の職員が運転している送迎のワゴン車4台

で通っている。送迎のワゴン車は、東急線と JR の 2 駅とグループホームを回っている。この送迎のワゴン車では、農場への送迎も行っている。自力通所している利用者もあり、定期代は、横浜市が負担している。自家用車で家族に送迎してもらう利用者もあり、そのガソリン代も横浜市が負担している。

- (4) 障害程度区分は、障害者福祉サービス（介護給付，訓練等給付）を受けるに当たって認定される区分，身体障害・知的障害・精神障害の 3 障害共通の基準で区分 1（要支援）から区分 6（要介護 5）までである。生活介護の対象は、障害区分が区分 3（障害者支援施設に入所する場合は区分 4）以上である者である。なお，当法人は主に知的障害者向けの施設であるが，てんかん，自閉症，ダウン症等の利用者もいる。
- (5) 工賃は，日給 350 円で月 7 千円である。ボーナスが年 2 回あり，年間 10 万円から 12 万円の手取りとなっている。有休は年間 10 日あるが，あまり休まない人が多い
- (6) 負担金をストックして，グアムへ旅行していたこともあった。また，本法人のパンフレットにもあるスキーの写真は，猪苗代で撮影されたものである。自立支援法以降の 2 年間は，自分のボーナスで行けるところということで，毎年 1 泊で常磐のハワイアンズに行っている。泊まりは，このほか，障害者研修施設に年に 2 回泊まりに行っている（暑気払いと忘年会）。
- (7) 法人は，利用者の生活の充実を重視しており，無理して工賃を引き上げようとは考えていない。
- (8) 水田が 3 ヶ所 38 a，畑が 1 ヶ所 80 a である。いずれも農振農用地域に立地している。現在は，特定法人貸付で農地を借りている。畑は，以前の水田を埋め立てたものである。畑の横の水田は，管理水田に水を入れた。
- (9) 青空の下での作業は，農業のセラピー効果が期待できる。これが，農業活動をしていて良かったことであると法人代表は考えている。
- (10) 玉川大学の農場から，家畜の糞をもらい使用している。
- (11) 台風への対応等，どうしても時間外に対応しないとならない時の作業は，休日でも職員がやっている。畑が大好きで，休日に来てしまう利用者もいた。そのような場合，職員は「ほどほどにしないさい」とは言うが，「来てはダメ」とも言えないでいた。
- (12) 利用者が行う主な作業は，以下のとおりである。
 - ① 畑での堆肥運び（原料が有料になってしまい量を減らしている）
 - ② 稲わら敷き（堆肥の代わりに導入。畳屋が張り替えで出てくる古い畳を無料で持ってきてくれる。大量にあるので（週に 2 回持ち込まれる），畑に鋤き込むのではなく，敷いて地面に接している部分を腐らせて肥料化させている）
 - ③ 苗作り（グリーンの田植えでは，5，6 本の小さい苗をまとめて 1 ヶ所に植えるのではなく，太い苗を 1 本のみ植える。収穫量は変わらない。この苗を作るポット（小さくて大量）への種の仕込みは，自閉症の利用者がしている。自閉症の特性が活かされる作業で，おそらく健常者よりも仕上がりが良い。
 - ④ 水田の代掻き（トラクターも使うが，人海戦術で人の足で行う。変速機のないトラクター 1 台は，利用者でも乗れるので，耕耘している）
 - ⑤ 田植え（筋引きして，利用者が苗を手植えする）

- ⑥ 米の収穫（バインダー刈り取った稲を天日干しにしたり，脱穀する作業は利用者も行っている）
 - ⑦ 野菜の植え付け（指定された場所に苗を植え付けるのは自閉症の利用者が上手）
 - ⑧ 野菜の収穫（自分の担当作物が決まっていて，収穫を任せられる利用者と職員と一緒にを行う利用者がいる）
 - ⑨ 草刈り，雑草取り，虫取り（利用者も使えるタイプの草刈り機を導入している。圃場周辺の草刈りを優先的に丁寧に行っている。また，雑草取りについては，重い自閉症の人でも，農産物と雑草を間違えずに，雑草だけを抜ける。これは，植物としての農産物と雑草の区別ができるためではなく，農産物を植えた場所を視覚的に記憶していて，そこ以外に生えてくる草は取ってしまうものと覚えている。自閉症の方は根気があり，虫取りも上手である）
 - ⑩ 小麦も生産しているが，収穫は利用者がバインダーで行う。収穫した小麦は，製粉と製麺を外注してうどんに加工している。
- (13) ボランティアに来ているのは，OLや中高年の男性，学生等様々である。OLは，農業に興味があることから，利用者をサポートしつつ，この圃場で農業に関わっている。水田を手伝っている中高年の男性は，「いずれは，独立して稲作をやりたい」と考えている。
- (14) 横浜市は「農のあるまちづくり推進事業」を実施し，農業振興から援農，市民農園にいたるまで様々な支援を展開し，都市農業の保全に力を注いでいる。市民による援農事業として，「栽培収穫体験ファーム」があり，横浜市民の間では，地産地消を楽しむ雰囲気が出てきている。また市は，農業担当課と福祉担当課の連携による障害者の農業就労支援事業を，全国の先駆けとして推し進めてきた経緯もある。
- (15) 水田で米を作るには，たくさんの機械が必要である。農地を維持するために，水田を埋めたてて，管理しやすい畑地にする動きもあり，毎年水田が減っている。グリーンでは，耕作する人のいない水田の保全に関われたらいいと考えている。

[引用・参考文献]

- [1] 石田周一（2005）『耕して育つ -挑戦する障害者の農園-』，コモンズ，東京
- [2] 社会福祉法人グリーン（2009a）「グリーン通信 2009 冬」，横浜市
- [3] 社会福祉法人グリーン（2009b）「農水省調査質問事項」，横浜市
- [4] 社会福祉法人グリーン（2009c）「グリーン通信 2009 夏」，横浜市
- [5] 社会福祉法人グリーン（2008）「パンフレット 2008 年 10 月版」，横浜市
- [6] 日本農業新聞（2008）「農業柱に社会参画」，『日本農業新聞』，2008 年 8 月 15 日付

ホームページ

- [7] 社会福祉法人グリーン（2009d）「web GREEN 2009」，<http://home.catv.ne.jp/dd/green/>

2. NPO法人 こころん

－農家との連携を通して障害者が直売所とカフェを運営－

(1)はじめに

「NPO法人こころん」（本部：福島県泉崎村）は、精神障害者を主な対象とした就労支援事業を農産物直売所とカフェの運営を中心に行っている。同事業が収益部門であるため、利用者（障害者）に比較的に高い工賃を支払うことが可能となっている。

直売所に出荷している農家が、障害者の施設外就労を受け入れるなど、農家との連携が促進されている。

本章では、このような農業と連携した福祉施設の取組について紹介していく。

(2) 法人の沿革と事業概要

1) 法人の沿革

この法人が「NPO法人こころネットワーク県南」として設立されたのは、2002年である。2004年には「生活支援センターこころん」が開設されている。その後、2005年に名称を「NPO法人こころん」に変更している。現在、この生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型⁽¹⁾）施設が、法人全体の本部機能を担っている。

次いで、「こころや」（農産物直売所・カフェ）が開設されたのが2006年であり、以降、この事業所を拠点に、農業者との連携が加速されるところとなっている。「こころや」は、2008年に福島県商工労働部より、地産地消をすすめる「ふるさと恵みの店」⁽²⁾に認定されている。

2) 事業所にみた活動の概要

この法人は「生活支援センターこころん」を本部として他の4つの事業所を運営して、地域生活支援事業（障害者が自立した生活をするために必要な相談と支援）、就労支援事業、グループホーム事業、居宅介護支援事業を実施している。各事業の利用者数と拠点となる事業所は第1表に示したとおりである。

事業全体の利用者（障害者）約100人に対して、法人全体の職員等の数は28人⁽³⁾となっている。精神障害者の就労支援においては、精神的疾患による様々な症状や状態への対応が必要とされる。こころんでは、各事業所に精神保健福祉士と3人のジョブコーチを配置して、この課題に対応している⁽⁴⁾。また、毎週、法人の副理事長である精神科医と各事業所のスタッフが、利用者一人一人に関するケース会議を行い、常に利用者の健康状態を把握し、その対応について検討している⁽⁵⁾。ケース会議では、就職のために退所した元利用者も対象としている。

精神障害者には、継続的な精神的サポートが必要とされている。利用者は、退所後も調子を崩した時には、いつでも本法人の支援が受けられるようになっている。ジョブコーチ

支援を受けて一般就労した利用者は、職場への定着率が高く、ジョブコーチの配置を始めて2010年（平成22年）現在3年目では、その定着率は100%となっている。

以上のように、この法人は障害者とその家族との相談から始まり、生活訓練、就労訓練を経て一般就労に至るまでの自立支援を一貫して行う福祉事業を行っている。

この就労支援事業によって、平成21年度には7人が就職しているが、農業分野においては、うち2人が後述する養鶏農家、1人がナス作農家で雇用されるところとなっている。

第1表 「NPO法人こころん」の事業概要（平成21年度）

事業区分（利用登録者数）	拠点となる事業所等
地域生活支援事業 開所1日当たり利用者数：16.9人 利用定員20人	①「生活支援センターこころん」（泉崎村） （生産活動は②、③および施設外も利用）
就労支援事業 就労移行支援事業（21人） 就労継続支援事業B型（36人）	②「こころや」（農産物直売所・カフェ）（泉崎村） ③「なごみの家」（農産加工、下請け作業等）（白河市） ＋施設外就労（養鶏場、ナス農家等）
グループホーム運営事業（26人）	④「あけぼの荘」（矢吹町） ⑤「こころんはうす」（泉崎村）
居宅介護支援事業（12人）	（障害者在宅支援）

注：定員、利用登録数は平成21年度。①と⑤は同じ敷地内。

3) 事業収支からみた活動実態

NPO法人こころんの事業別の収支を整理して示したのが第2表である。同法人の収支は、大きく就労活動事業、福祉活動事業、本部事業に区分される。

第2表 「NPO法人こころん」の事業別収支（平成21年度）

(単位:千円)						
	収入			支出		次期繰越
	計	内訳		計	内訳	
計	161,377			129,937		31,440
就労活動事業	33,183			29,847		3,336
		22,541	直売所・カフェ		11,667	(障害者)工賃
		7,585	作業収入		10,304	原材料費
		3,057	その他		7,876	その他(賃借料、光熱水料費等)
福祉活動事業	119,927			91,931		27,997
		108,787	事業報酬、委託費等		72,424	職員等的人件費
		11,140	その他(負担金等)		19,506	その他(賃借料、消耗品費等)
本部	8,267	会費、寄附金、イベント収入等		8,160	交流活動、借入金返済等	
						107

資料:「NPO法人こころん第8回通常総会資料」(2010年5月)から作成。

就労活動事業は直売所・カフェの運営を中心に行われ、平成21年度収入は33,183千円（このうち直売所・カフェ売上22,541千円）に対して、当該事業にかかった原材料費とその他物的経費を除き、残額を障害者への工賃（11,666千円）に充てている。この事業は

高い工賃の支払いが可能となるよう、純益があがる独立採算的な部門として位置づけられている。

福祉活動事業の収入 119,927 千円は、ほとんどが前掲第 1 表に示した福祉事業から得られる自立支援事業報酬、助成金、委託費である。支出 91,931 千円については当該事業にかかる法人職員等の人件費 72,424 千円が大半を占め、その他の支出（事業運営のための賃借料、消耗品等）が 19,506 千円である。

また、本部の収入は、会費（平成 20 年度末会員 274）、寄附金、イベント（バザー、映画上映等）売上等からなり、これらを各種の交流会事業の経費や借入金返済等⁽⁶⁾に充当している。

なお、3 事業をあわせた全体の収入 161,377 千円に対して、支出は 129,937 千円であり、31,440 千円が、次期の事業費として繰り越されている。

(3) 農業関連事業での障害者就労実態

NPO 法人ころんが行っている農業および農業関連事業について一覧して示すと第 3 表のようになる。

農業生産にかかる事業としては、営農ボランティア、借入農場（施設外就労訓練）、農家での就労（施設外就労）の 3 種、農産物加工・販売にかかる事業としては、農産物加工施設運営と農産物直売所・カフェ運営の 2 種と多岐にわたる。しかし、これらの農産物生産、加工、販売が有機的に連関して運営されているところに特徴がある。それぞれの内容について紹介すれば以下のようになる。

1) 営農ボランティア活動 －農業生産法人と連携した料理酒原料米の生産－

まず、営農ボランティアとして行われている活動が、休耕田を活用した「里山再生プロジェクト」である。10 a ほどの水田で稲栽培を行っており、田植え、草刈り、稲刈り時にはそれぞれ障害者を中心に NPO 法人ころんから 50 人程度が参加している。

この事業は、農業生産法人(有)白河園芸総合センターとの連携の下に地域連携、農業セラピー、地産地消などを目的に行われており、県外からの参加者を含めると 70 人規模のイベントとなっている。

生産された米は、東京農業大学教授（当時）である小泉武雄先生の助言により、地元酒蔵と協力して、昔ながらの醸造法により添加物を一切含まない純米料理酒等に加工されている⁽⁷⁾。また、この料理酒は、NPO 法人ころんが運営する直売所・カフェ「ころんや」で販売されている。

2) 借入農業での加工原料生産 －コロッケ用バレイショ等－

「なごみの家共同作業所」でコロッケ等の加工を行うために、本法人は、畑 10 a ほどを借り入れて、原料であるバレイショ等の生産を行っている。作業は、障害者の就労体験

として行われ、生産指導には地元の農家の協力を得ている。

この法人では、バレイショのほか、大豆、シイタケ等の生産を行っている。今後、原料生産を増やすことで、農産品加工・販売事業の充実がはかれることが期待されている。

第3表 「NPO法人こころん」農業関連事業での障害者就労実態（平成21年）

区分		担当者、作業内容等	備考
援農ボランティア (地域交流事業)		5月25日、田植え(障害者等55人) 7月6日、田の草刈り(障害者等50人) 9月28日、稲刈り(障害者等50人)	・「里山再生プロジェクト」として実施 (休耕田約10aの活用) ・農業生産法人(有)白河園芸総合センターと連携 ・収穫稲は料理酒等に加工して直売所で販売
借入農場 (施設外就労訓練)		コロッケ加工用バレイショ等の生産	面積約10a、地元農家が生産指導
		障害者:2人(1日交代制) 時給650円、給餌、採卵を担当 ジョブコーチを含むスタッフ派遣 「こころん」以外からも障害者雇用(常雇1名ほか)	・養鶏規模2000羽 ・飼料はNonGMトウモロコシを主体に魚粉、貝殻、 米糠等を使用し、卵を生産 ・直売所のほかFAX注文等により大半は直接販売
農場で の就労	ナス作農家	障害者:4人(交代制で常時2、3人雇用) 時給400円、作業全般を担当 スタッフ派遣	・低農薬・低化学肥料栽培、サラダ等生食向けの高 級食材としても使用 ・直売所を中心にほとんどを直接販売
	農業生産法人 (有)白河園芸総合センター	障害者:4人 週3日(月、水、金曜日) 時給400円、うるい、タラの芽、春菊、きの こ、トマト等の生産 スタッフ派遣	・造園、土木事業のほか野菜・きのこの等の農業生産 ・「里山再生プロジェクト」(前出)を実施 ・地元酒蔵と連携してブランド料理酒の開発 (農商工連携認定)
農産物加工 (「なごみの家」 共同作業所)		職員:常勤2人、非常勤2人 コロッケ、餅、漬物、惣菜等生産	・農産加工品は直売所等で販売 ・作業所では別途、プラスチック組立、メール便、清 掃派遣等を実施
農産物直売所・カフェ (「こころや」)		障害者:17人(交代制) 時給300～500円 職員:常勤4人、非常勤1人	・年間売上約6,000万円、出荷農家170人程度 ・委託販売の場合販売額の15%が収入

資料:「NPO法人こころん第8回通常総会資料」(2009年5月、2010年5月)のほか現地での聞き取り調査により作成。

注:人数、日付等は、2009年現在。2009年9月の調査の際には、養鶏農家はNPO法人への経営継承を検討し、
2010年1月よりNPO法人の経営となった。

3) 農家での就労 ― 農産物直売所への出荷農家との連携 ―

就労支援事業の一環として、地元農家での障害者就労が行われている。第3表に示したとおり、3つの農場が、障害者就労を受け入れている。

養鶏農家の事例は、障害者2人(1日交替で1人ずつを派遣)の就労で、2009年6月に開始している。障害者は、給餌と収卵作業、卵の選別を担当し、賃金は時給650円となっている⁽⁸⁾。この事例の場合は、就労形態が一般雇用であるため賃金が高い。



写真1. 養鶏農家の鶏舎

ナス作農家の事例は、障害者4人（交代制で常時2ないし3人）で、2009年4月の開始である。障害者は、土作りから収穫までの作業全般を担当し、時給400円（別途、ボーナス有り）である。就労形態としては施設外就労（就労訓練）として位置づけられている。また、2009年12月には、1人が雇用契約を結んでいる。

また、施設外就労先として、前出の白河園芸総合センターも活用されており、2008年9月の開始となっている。障害者4人が月、水、金の週3日就労して野菜、山菜等の作業を行っており、時給は400円である。

この3農場が、農業部門での就労支援事業の受入を行っており、障害者には法人スタッフ1人ずつが同行してサポートしている（養鶏農家にはジョブコーチを派遣）。

さらに、第3表には示していないが、作業体験的な受入を行っているトマト作農家等がある。

上で示した、受入農家のいずれもが、直売所「こころや」へ出荷している農家であり、直売所での販売が障害者就労を受け入れるきっかけとなっている。



写真2・写真3. ナス作農家の方々と畑

4) 共同作業所での農産物加工 ー直売所販売向け生産ー

「なごみの家」共同作業所では、コロッケ、餅、漬物、惣菜、弁当等の生産を行い、直売所「こころや」、「にこにこや」で販売している。「にこにこや」は白河市内の商店街の空き店舗を利用し、毎週木曜日に出店している施設である。

また、前述のようにコロッケ用のバレイショ等は、障害者が栽培しており、原料の一部は自前で生産していることになる。同作業所では13人の障害者が、これらの農産加工品を生産を行っているほか、プラスチック組立、メール便、清掃派遣等を実施しており、後述の直売所・カフェ「こころや」とともに、施設内の就労支援拠点として機能している。

5) 農産物直売所・カフェ ー就労支援事業の中心拠点ー

直売所・カフェ「こころや」は、これまで見てきた就労支援事業の要となる施設といえる。

直売所では、農家が出荷してきた青果物等や農産加工品等を販売している。直売所に出荷している生産者と業者は 200 人程度で、そのうち 170 人ほどが農家である。

直売所に併設したカフェでは、喫茶、ランチ、スイーツ等を提供している。地域の農家から購入した野菜を使った総菜や自家栽培のバレイショによるコロッケ等、上記の共同作業所で加工した総菜も使いながら食事を提供している。

直売所・カフェの平成 20 年の売上高は、6,000 万円程度である。このうち約半分が、青果物等の委託販売で、販売額の 15 %が手数料収入となる。残りの約半分が、加工品販売、カフェ売上高である。加工品のうち自主製品とカフェ売上については付加価値が高く（人件費控除前の利益率は約 50 %）、「こころや」での収益の大半はこれらの部分で稼いでいることになる（「こころや」を中心とする就労支援事業の収支概要は前掲第 2 表を参照）。



写真4. 直売所と消費者



写真5. 新鮮野菜のカレーランチ



写真6. カフェの厨房

「こころや」の開業に際して、こだわりのある特徴的な農産物の生産者を中心に出荷を依頼している。例えば、第 3 表に示した養鶏農家は、飼養羽数 2,000 羽と小規模ではあるが、遺伝子組み換えでないトウモロコシを主体に魚粉、貝殻、米糠等の飼料を使用し、卵を生産している。この卵は、直接注文しないと入手が困難である。「こころや」での販売価格は、10 玉で 320 円と通常の卵と比べれば高価である。

同じくナス作農家の場合も、低農薬・低化学肥料栽培を行っており、サラダ等生食向けの高級食材としても使用され、一般小売店では入手が困難なナスを生産している。「こころや」での販売価格は、5 本で 250 円（2009 年 7 月時点）である。

そのほか、第 3 表に示した農家以外の青果物としては、フルーツ並の糖度があるトマト、有機質肥料を施用した完熟イチゴ、リンゴ、モモ、ナシ等の季節のフルーツも充実してい

る。そして、このような特徴ある食材を調理して、カフェでランチ、スイーツを提供しており、この点で直売所とカフェがうまく連関しているといえる。

さて、「こころや」では、交代制で障害者 17 人が就労しており、時給は 300 円～ 500 円となっている。時給は 300 円から始まり、1 日 5 時間以上働くか、または月間の勤務予定時間を 80 % 以上達成できた場合には、500 円まで昇給するシステムとなっている。

職員も常勤 4 人、非常勤 1 人が勤務している。カフェの調理は、専門の職員が中心に行っているが、菓子づくり、配膳、直売所の集荷業務、レジ対応を含む販売管理まで、およそ「こころや」での作業全般を障害者が担当している。

このように、70 坪の店舗で、障害者や職員が立ち働き、多くの生産者や顧客が立ち入るのであるから、自ずと地域住民との交流が促進され、障害者と地域社会との接点が拡大し、地域での福祉事業への理解が深まる取組となっている。障害者にとっても、自分たちが作った野菜や加工品が直売所で売られることが、就労の励みともなっている。

なお、障害者は、前出の農家等での施設外就労の勤務日以外は「こころや」での就労を行うなど、施設外就労と組み合わせた多様な作業にかかわっている。

(4)おわりに

これまで紹介してきたように、「NPO 法人こころん」の障害者自立支援事業は、就労体験、就労訓練、一般就労の各段階で農業および農産加工・販売事業を活用した取組となっている。

これらの取組の中心となっているのが、直売所・カフェ「こころや」であり、各農場での障害者就労も「こころや」から派生している。そして、この就労支援事業は、純益部門となっており、障害者の工賃は高めの支払い⁽⁹⁾が可能となっている。事業収益性の高い就労支援事業を⁽¹⁰⁾農業を核に実践している点が、この法人の際だった特徴といえる。

今後ともこの法人の就労支援事業の一環として、農業との関わりは強化されていくと見込まれる。例えば、前掲第 3 表に示した養鶏農家は、経営主が 78 歳であり、リタイアの時期がせまっている。「NPO 法人こころん」にとっては、特徴ある卵の販売と障害者の就労先を同時に失うことになりかねない。このため、経営主の指導を仰ぎながら、徐々に養鶏場の経営を「こころん」が肩代わりしていくことが構想されている⁽¹¹⁾。社会福祉事業所による農業経営への参入である。

さて、同法人が就労支援事業に農業を取り入れたのは、自然との触れあいも含めて精神障害者の自立に農作業が効果的と考えたからであり、農業での一般雇用も実現している。しかし、一方では、下記のような問題があることもあわせて指摘しておく必要がある。

農作業や対人関係でつらいことを障害者から伝えられないことも多く、障害者雇用に対する農家側の不安も大きいものがある、法人スタッフも農業に慣れていないので十分な指導が出来ない等である。さらに「NPO 法人こころん」からの要望として、就労を受け入れた農家への賃金補助や農業生産設備の補助が挙げられている。

- 注(1) 3種(Ⅰ, Ⅱ, Ⅲ型)ある地域活動センターのうち, Ⅰ型は補助事業として最も大型のもの。Ⅰ型の補助額は国庫と自治体補助をあわせて1,200万円で, 利用定員がおおむね20人以上, 職員3人以上(うち常勤2人以上)で専門職員(精神保健福祉士等)の配置が必要。この法人の場合には, 施設長1人, 指導員3人を置いている。
- (2) 福島県ホームページによれば, 「ふるさと恵みの店」の指定基準は, 福島県内に所在し, 農水畜産物, 食品加工品等の県産品を取り扱い, 来店客の照会に応じて店舗内の県産品の産地, 生産者, 消費方法などの情報を説明できる従業員を配置し, 概ね40㎡以上の店舗面積を有する, 等が定められている。指定を受けた店舗は「ふるさと恵みの店」であることを示す吊り下げ看板が貸与され, 県ホームページや地域情報誌でPRしてもらえ。平成21年11月現在で70店舗ほどが指定されている
- (3) ネット求人情報「求人サーチ」によれば, 法人全体の従業員数28人, うち本部事業所12人(女性6人)。なお, 福祉医療機構ホームページの「はたらきパーク」(障害者収量支援情報)の事例紹介「食と農をコンセプトに地域と積極的に連携する『直売&カフェころろや』」(2009年3月)によれば, 職員数は常勤12人, 非常勤11人, 合計23人。
- (4) NPO法人全体で, 精神保健福祉士は6人おり, うち3人は社会福祉士の資格を取得している。
- (5) 会議は, 毎週金曜日の午後3時から6時まで実施している。
- (6) 2008年度の借入金返済額は4,140千円, 予算2,000千円を上回る返済を行っている。借入金は「ころろや」の備品費800万円(備品総額14,000千円のうち6,000千円は補助金)と本部借入10,000千円とあわせて18,000千円, 2009年3月末時点の長期借入金残額は9,280千円。
- (7) 農業生産法人(有)白河園芸総合センターと清酒製造業の合名会社大木吉本店(矢吹町)によって申請された「料理酒の旨みと本みりんの甘さを兼ね備えた一品二役という料理酒の開発」にかかる農商工連携事業計画が2008年11月に認定されている。
- (8) 福島県の最低賃金は, 644円である(平成21年10月18日～)。
- (9) このため, 障害者の工賃は2008年度の月額で最高96,550円(就労移行支援平均で22,775円, 就労継続支援平均で17,455円, 福島県の平均は12,904円)を支払うことが可能となっている。
- また, 「NPO法人ころろん第8回通常総会資料」(2009年5月)によれば, 「ころろや」の2009年度目標収入は30,000千円(前年度実績の8%増), 同じく工賃支払い額は10,000千円(同11%増)を見込んでいる。
- (10) 同法人の紹介資料「NPO法人ころろん 病院から地域へそして一般就労へ」に次の文書が記載されている。「収益を伸ばすためには(工賃UPのためには), 『施設』は『会社』であると意識を持つことが必要。これまでの福祉は, 福祉サービスの提供に重点を置かれていたため利益の追求はなじまなかった。一般社会で通用するものでなければ, 受け入れてもらえない」。
- (11) 「NPO法人ころろん」は, 養鶏場での運営業務と障害者の就労支援のために, 新規正職員の募集を行っている(障害者とともに給餌, 採卵作業と行うとともに郡山市周辺での卵販売を担当)。また, 直売所での新たな農産加工品として, 当養鶏場の卵を使ったスイーツ類の加工食品の生産

も検討されている。なお、2010年より当養鶏場は、NPO法人の経営となっている。

[引用・参考文献]

- [1] こころん (2009a) 「第8回通常総会 資料」, NPO法人こころん, 泉崎村
- [2] こころん (2009b) 「NPO法人こころん - 病院から地域へ そして一般就労へ -」, NPO法人こころん, 泉崎村
- [3] 白河園芸総合センター (2009) 「里山再生プロジェクト」, 農業生産法人 有限会社 白河園芸総合センター, 白河市
- [4] 栃福情報 (2008) 「直売 カフェ こころや」, 『タウン情報 月刊フェイス 2008年5月号』, p. 83, 栃福情報, 西郷村

ホームページ

- [5] こころん・こころや (2009) ホームページ, <http://www.cocoron.or.jp/index.html>
- [6] 有村知里 (2009) 「食と農をコンセプトに地域と積極的に連携する『直売&カフェこころや』 - 福島県NPO法人こころん -」, 『はたらきパーク (障害者就労支援情報) 先進事例』, 独立行政法人福祉医療機構, http://www.wam.go.jp/ca30/shuroshien/detail/c02/200903_02/200903_02.html

3. 社会福祉法人 コミュニティーネットワークふくい

ー 農業と連携して農産物の直売と加工事業を展開ー

(1) はじめに

「社会福祉法人コミュニティーネットワークふくい」（本部：福井県福井市、以下「C・ネットふくい」と称する）は、知的障害者を主な対象とした就労支援事業を実施している。この法人には、9つの事業所があり（2009年現在）⁽¹⁾、うち6つの事業所では、障害者の就労活動の一つに農業生産活動が位置づけられている。これら事業所で生産された農産物は、法人内の他の事業所や事業所が運営する店舗等で直売や加工、調理される。

また、この社会福祉法人から分離、独立する形で、事業所における利用者の就労活動から発展し、本格的に農業生産に取り組む農業生産法人とNPO法人が、それぞれ1経営体ずつ設立されている。

本章では、このような社会福祉法人における福祉事業所のネットワークを活用した、農業と福祉の連携の取組について紹介していく。

(2) 法人の沿革と福祉サービスの概要

この社会福祉法人の前進である任意団体「手をつなぐ親の会（はんどく会）」が設立されたのは、1955年である。その後、1972年に社団法人に改組している。1991年には社会福祉法人に改組し、通所授産施設が開設された。2000年に「コミュニティーネットワークふくい」に改名している。現在、法人本部は、福井市にある福井事業所の中に設置されている。

福井事業所も含めて、県内各地にある9つの事業所では、地域生活支援事業ならびに、障害者自立支援制度のサービスとして、児童デイサービス、生活介護、自立・生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、共同生活介護・援助等⁽²⁾の事業を実施している。

この法人は、障害者とその家族との相談から始まり、生活訓練、就労訓練を経て一般就労に至るまでの自立支援事業を一貫して行っている。一方、地域では、一般の就労先が少ないのが現状である。平成21年度（2009年度）には、10月までの上半期に12人が就職したが、うち2人が企業で、10人はC・ネットふくいの事業所で就労継続支援A型事業により雇用されている。各事業所では、障害者を雇用できるような事業の創出が課題となっている。

各事業における利用者（障害者）の数は、第1表に示すとおりである。

これら福祉サービスを提供する、本法人の全体の職員数は205人である。この法人では、利用者が働くことで心身のリハビリをし、健康な生活が送れるよう、利用者の体調管理に工夫をこらしている。その一つに、集中管理システムによる体調記録のカルテ化がある。利用者自らが、毎日の体調や食欲等に関する情報をコンピュータに入力し、その情報を集中管理して、カルテ化するシステムを法人は導入している⁽³⁾。

第1表 「C・ネットふくい」の事業概要と利用者数（平成22年4月）

事業区分		定員 (人)	利用者数 (人)	
通所	就労移行支援	100	26	
	就労継続支援	302	275	
	生活介護	94	88	
	自立訓練	6	7	
入所	通所寮	46	46	2カ所
	ケアホーム	49	49	9カ所
地域生活支援		適宜	適宜	
拠点となる事業所	あわら事業所(あわら市)	丸岡事業所(坂井市)	おくえつ事業所(勝山市)	
	美山事業所(福井市)	福井事業所(福井市)	丹南事業所(福井市)	
	今立事業所(越前市)	若狭事業所(若狭町)	小浜事業所(小浜市)	
	大島羽事業所(若狭町)	高浜事業所(高浜町)		

資料：コミュニティネットワークふくい提供「利用者推移表Ⅰ（通所）」・「利用者推移表Ⅱ（入所）」より作成

本法人における平成21年度下半期の就労支援事業と福祉事業の収支（仮決算）を整理して示したものが第2表である。就労支援事業は、33,740千円の赤字、福祉事業は、72,676千円の赤字となっているものの、就労支援事業に伴う就労継続支援A型での障害者雇用調整金、就労移行支援での激変緩和措置等⁽⁴⁾によって、事業全体の経営収支は、黒字となっている。なお、本法人では、障害者の工賃として、約1.1億円を支出している（平成20年度実績）。

本法人では、雨水利用や太陽光発電等の省エネ、省資源化、廃棄物の縮減による経費削減も積極的にすすめている。

第2表 「C・ネットふくい」の事業別経営収支
（平成21年度下半期・仮決算）

(単位:千円)			
事業区分	収入	支出	損益
就労支援事業 (うち障害者の工賃:平成20年度実績)	746,927	780,667 107,882	-33,740
福祉事業	989,268	1,061,944	-72,676
その他(雇用調整金・激変緩和等)	350,253		350,253
減価償却費		89,379	-89,379
合計	2,086,448	2,039,872	154,458

資料：C・ネット福祉会 2010「第21回(平成21年度下期)経営品質改善活動発表」pp102-103より作成
福井県HP「平成20年度福井県障害者授産施設等における賃金の状況」より

(3) 農業分野における障害者就労支援事業の沿革と実態

社会福祉法人コミュニティーネットワークふくいが実施している農業分野における障害者就労支援の沿革は、あわら事業所（当時は旧金津町の「つばさ会金津作業所」）が、1990年に「ふれあい農園運営事業」を設置し、保護者の畑でサツマイモの栽培を始めたことにさかのぼる。

その後、1990年代後半からの10年間に、5つの事業所が農業活動を開始している。これらの事業所が、平成21年（2009年）10月末現在に生産している主な栽培品目と作付面積等を一覧して示したものが第3表である。

第3表 「C・ネットふくい」第1事業部営農部門の栽培品目と作付面積等
（平成21年10月末現在）

区分			事業所					法人合計	備考
			おくえつ	美山	若狭	丹南	小浜		
水田	米	ハナエチゼン	0	0	29	0	0	29	
		コシヒカリ	0	100	191	0	0	291	
		小計	0	100	220	0	0	320	
	もち米	カグラモチ	110	0	30	0	0	140	
		タンチョウ	40	0	0	0	0	40	
		メグミモチ	0	6	0	0	0	6	
		小計	150	6	30	0	0	186	
	各事業所の作付面積小計 (a)		150	106	250	0	0	506 a	
	売上計画 (千円)		2,255	1,209	2,430	0	0	5,894 千円	
野菜等	パレインジョ		4	3	9	0	0	16	
	タマネギ		2	4	5	0	0	11	
	トマト		4	0	0	0	0	4	
	サツマイモ		2	2	2	0	0	6	
	シソ		0	5	3	0	0	8	
	ダイコン		2	1	1	0	0	4	
	ジネンジョ		2	2	4	0	0	8	
	サトイモ		3	3	0	0	0	6	
	ソバ		0	5	0	0	0	5	
	その他		10	10	0	10	0	30	
	各事業所の作付面積小計 (a)		29	35	24	10	0	98 a	
	売上計画 (千円)		310	756	4,274	0	0	5,340 千円	
	農産物定期宅配、農作業請負他売上計画 (千円)		1,650	2,590	0	0	0	4,240 千円	
果樹・その他	ナシ		0	0	45	0	0	45	
	ウメ		0	0	0	0	34	34	
	ブルーベリー		0	0	30	0	0	30	H23収穫
	ラッキョウ		0	0	0	13	0	13	H23収穫
	菊		2	0	0	0	0	2	
	エコ肥料		377千円	0	0	0	0	0	
	各事業所の作付面積小計 (a)		2	0	75	13	34	124 a	
	10月までの販売実績 (千円)		677	0	3,500	0	158	4,335 千円	

* あわら事業所は、農作業の請負のため含まない(請負平均金額 約710千円/月)

資料：平成21年第1事業部営農部門水稲実績、野菜実績及びその他実績(10月末現在)

5つの事業所における農業活動の開始に関しては、1998年から小浜事業所が野菜や梅、1999年からおくえつ事業所がサトイモや黒豆、美山事業所が米や野菜、2000年から若狭

事業所が米や梨，2008 年から丹南事業所がラッキョウや野菜の栽培を始めている。各事業所は，栽培する品目を増やしながら農業生産活動を展開している。近年では，企業からの受託業務が減少傾向にあることから，2009 年に部品加工部門を営農部門に転換した事業所もある。

農機具や農業設備等に関しては，福祉財団等からの助成を受けて，新品や中古のものを購入，整備している。例えば，トラクターでは，10 から 30 馬力程度のものを使用している。また，6 条植えの田植機，散布機，3 条刈りのコンバイン，耕耘機，播種機，刈り払い機，高圧洗浄機，リフト等を使用している。一部の事業所では，米の乾燥機や精米機を設置しているところもある。

第 4 表 「C・ネットふくい」利用者の工賃（平成20年度）

	賃金支払い 実員	賃金支払い総額 (年間、円)	1人当たり賃金 (年間、円)	1人当たり賃金 (月、円)
A型計	221	181,387,373	819,213	68,268
うち農業	16	12,145,320	759,083	63,257
農業割合(%)	7.2	6.7		
移行計	149	34,377,288	231,367	19,281
うち農業	6	1,853,280	308,880	25,740
農業割合(%)	4.0	5.4		
A型+移行	370	215,764,661	583,148	48,596
うち農業	22	13,998,600	636,300	53,025
農業割合(%)	5.9	6.5		

注：「農業」では、農業活動に専属で従事している人の数を示している

資料：「平成20年度 福井県障害者授産施設等における賃金の状況」福井県HPより作成

C・ネットふくいにおける利用者の工賃について示したものが，第4表である。法人全体での利用者の就労活動を通した工賃の総額は，年間で約 2.2 億円となっている⁽⁵⁾。農業分野の就労活動に対しては，年間で約 1,400 万円が支払われており，これは工賃総額の 6.5 %に相当する。

農業分野で就労活動している利用者の工賃は，法人の利用者一人あたりの平均工賃と比較すると，就労継続支援A型事業では低いが，就労移行事業では高く，2つの事業の平均では若干高いものとなっている。

C・ネットふくいでは，障害者の就労活動の一環として農業を位置づけているが，農業を経営として本格化させることは想定していない。しかし，近年，地域の農家からの要望があり，耕作面積は増加傾向にある。法人は，利用者が安全で安心な食生活を送ることを重視し，利用者の農業生産活動を支援している。

利用者は，自らが生産した新鮮な農産物，手をかけた自家製の豆腐やパン，総菜を毎日の生活で味わいながら，健康を増進させている。本法人では，食料に限らず，生活必需品の自産，自消も進めることで，障害者の生活の質の向上につなげようとしている。

一方で，本格的に農業経営を展開するために，C・ネットふくいの営農部門が独立して，農業生産法人等を設立する動きもある。2001 年には，あわら事業所で米，柿，野菜を栽

培していた営農部門が独立して「農業生産法人有限会社 シーネット坂井」を設立した。この農業生産法人は、現在、稲作と米の取り扱いを中心に事業を展開している（シーネット坂井における農業分野における障害者就労の取組に関しては、改めて次章で紹介する）。

また、2008年には、あわら事業所で梨と野菜の栽培していた部門が独立し「NPO法人ピアファーム（B型事業所）」を設立した。ピアファームは、自家農産物の直売所を開設し、C・ネットふくいや地域の農家が生産した農産物もあわせて販売している。

(4) 事業所のネットワークを活用した障害者の就労活動

1) C・ネットふくいにおける事業部の構成

社会福祉法人コミュニティーネットワークふくいは、9つの事業所ならびに、各事業所が運営する工房や店舗等を横断して4つの事業部を構成している。各事業部が実施している福祉事業の内容は、第5表に示すとおりである。

同表が示すように、第1事業部から第3事業部が、障害者の就労支援事業を担当しているが、その職種は多様である。一方、第4事業部では、介護等に関する事業を実施している。

第5表 「C・ネットふくい」の事業部と事業内容（平成21年度）

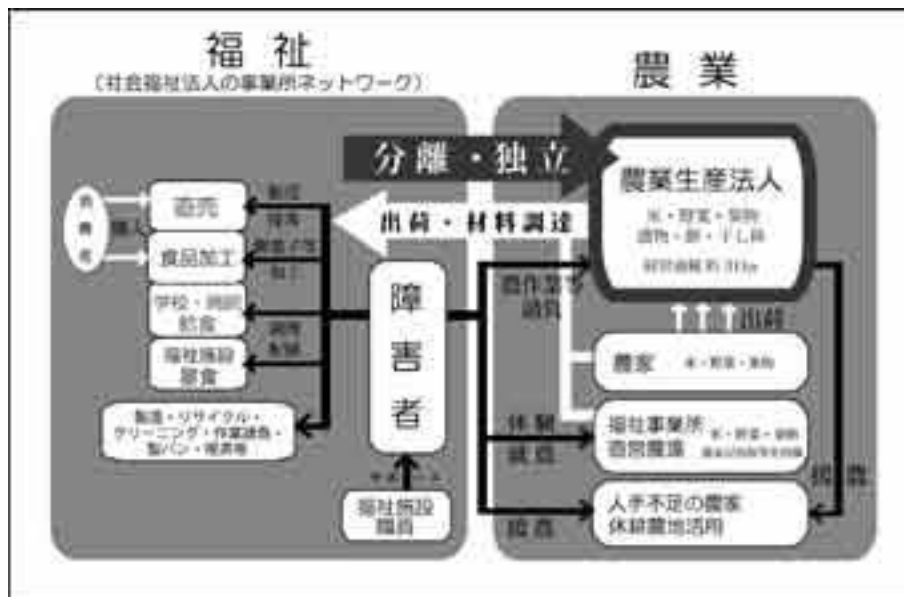
事業部	事業内容			実施主体
第1事業部	清掃	ビルメンテナンス、ハウスクリーニング、定期清掃、公園整備、除草、剪定、リサイクル	商品開発 営業推進 宅配等	9つの 事業所 及び 各地の 工房、 店舗等
	営農	梅、梨、こうぞ、野菜、米		
第2事業部	製塩、食品加工、給食・弁当、喫茶、ベーカリー、店舗経営			
第3事業部	紙器製造、部品加工、営業推進			
第4事業部	生活介護、療育相談			

資料：平成21年度事業新体制図

2) 農業と農業関連分野における障害者就労と事業所間ネットワークの活用

C・ネットふくいは、様々な職種における障害者の就労活動を展開しているが、ここでは、農業と農業関連分野の活動に着目してみる。障害者による農業生産活動は、第1事業部の営農部門で実施されている。そして、同部門で収穫された米や野菜等の農産物の多くは、法人内の昼食や学校給食、食品加工を手がける第2事業部へ供給されている⁽⁶⁾。

第1図は、農業と農業関連分野における障害者の就労活動に関して、法人外の連携先も含めて、C・ネットふくいの事業所のネットワークを示した概念図である。本法人では、第1事業部の営農部門と給食等に取り組む第2事業部が、事業所間で連携しながら、農業生産と農業関連分野の就労活動を展開している。この連携では、本法人のあわら事業所から独立して設立された、農業生産法人シーネット坂井も重要な役割を果たしている。



第1図 農業と農業関連分野における障害者の就労活動のネットワークに関する概念図

また、一般の消費者や地域住民に対しても、農産物や農産加工品の一部が販売されている。販売は、事業所の直売コーナーや店舗で行われている。また、第1事業部と第3事業部が合同で、農産物等の宅配事業にも取り組んでいる⁽⁷⁾。

3) 事業収入からみた農業関連分野における就労活動の実態

第2事業部が実施する給食や弁当、食品加工、ベーカリー、喫茶等の就労活動における販売高を示したものが、第6表である。販売高は、平成21年度上半期の6ヶ月間のものである。第2事業部全体では、226,102千円の販売高を達成している。

第2事業部で販売高が最も大きい取組は、給食と弁当の調理、配達である。これらの取組では、一日あたり1,600食を提供し、販売高は91,004千円となっている。取組の一例をあげると、若狭事業所や丸岡事業所が、法人内の事業所や地域の農家が生産した農産物を使用し、法人内の昼食や学校給食、弁当を調理し、配達している⁽⁸⁾。

食品加工に関しては、焼き菓子や餅菓子、豆腐等が製造されている。ここでは、営農部門のある事業所が生産したもち米等の農産物も、一部活用されている。その販売高は、29,085千円となっている。

ベーカリー事業の販売高は、給食・弁当事業に次いで大きく、72,833千円となっている。この事業は、県内6か所にある製パン設備で展開されている。製パンには、製パン会社から購入した冷生地が使用されている。また、第2事業部では、喫茶やコンビニ事業も展開され、33,180千円の販売高となっている。

以上みてきたように、C・ネットふくいにおける障害者の就労活動は、農産物生産、調理、加工、販売が有機的に連関して運営されているところに特徴がある。これによって収益性を高め、障害者に高めの工賃の支払いを可能としていると考えられる。

第6表 「C・ネットふくい」第2事業部の販売高
(平成21年度上半期 / H. 21. 4～H21. 9)

単位:千円

事業内容		販売高	備考	
給食・弁当	学校給食	25,073	中学校450食/日 小学校150食/日	営農部門 との連携
	所内食事	41,692	647食/日	
	宅配弁当	21,581	277食/日	
	出前給食	2,658	76食/日	
	小計	91,004	1,600食/日	
食品加工	食品加工	13,147	クッキー、焼き菓子等	
	豆腐	8,676	豆腐、油揚げ等	
	餅菓子	6,541	丸餅、おはぎ、赤飯等	
	塩	721	天然塩	
小計		29,085		
ベーカリー	製パン	72,833	県内6カ所	製パン会社 から購入した 冷生地を使用
小計		72,833		
喫茶・コンビニ	喫茶	8,944	国民宿舎内	
	コンビニ	24,236	コンビニとパンコーナー	
小計		33,180		
合計		226,102		

資料: C・ネット福祉会「第20回(平成21年度上期)職員総合研修会」(2009年11月)p.69より作成

4) 事業所間ネットワークの構築

C・ネットふくいでは、国内製造業の弱体化に起因すると思われるが、近年、企業からの受託業務の減少に直面している。とりわけ山間部の事業所では、仕事の確保が難しくなっている。障害者の健康維持の側面からも、継続的に仕事を確保することは、障害者就労にとって重要である⁽⁹⁾。本法人は、このような状況下で経営基盤を強化するため、事業所を横断して事業部を設置し、事業所間で密接な連携をはかりながら事業を展開している。

事業所間で連携するにあたっては、本部や数々の事業所、工房、店舗が、日常的に連絡や相談、会議等の調整業務にたずさわる必要がある。しかし、本法人のある福井県は豪雪地帯にあり、特に山間部では冬期に道が雪で閉ざされてしまうことから、事業所間の頻繁な移動は職員の大きな負担となる。そこで、本法人は、各事業所の職員が、通年で連絡を取りあいながら円滑に事業を進められるよう、テレビ会議システムを導入している。

各事業所は、自主的に就労活動等のアイデアを出し、他の事業所と調整しながら実施計画をつくり、事業化している。このプロセスでは、各事業所のアイデアが尊重されることから、職員は積極的に新しい事業に取り組んでいる。経理は、事業所ごとに独立しているが、事業所間では、互いの経営を支援した事業展開がなされている。

(5) 「あわら事業所」における就労活動と農作業請負の位置づけ

一般的に福祉事業所では、内職的な請負作業をいくつもの企業から受注し、自主生産も小規模な設備で行っており、複数の職種の就労活動が同時進行している。C・ネットふくいの各事業所においても、様々な職種にわたって障害者の就労支援事業が実施されている。

ここでは、C・ネットふくいの事業所のうち、農業分野の就労活動に力を入れてきた「あわら事業所」を取り上げて、就労支援事業の全体像（6分野）を示しておく。本事業所では、複数の職種の就労活動が同時進行するなかで、農作業請負は、施設外就労の一つに位置づけられている。

① カーテンランナーの加工（受注作業）

企業からの受注により、カーテンレール内で使用するカーテンランナーという部品を加工している。

② 軍手の製造販売（自主生産）

軍手を製造し、すべり止め加工やプリント加工を行い、販売している。また、様々な色の糸を組み合わせで編み上げたカラー手袋も製造している。いずれも、自主生産販売事業である。

③ 空き缶リサイクル事業（自主生産）

空き缶を選別し、洗浄して減容プレスし、販売している。資源循環型社会をめざすリサイクル事業を省資源消費で実施するため、作業施設では、雨水を貯蔵して洗浄用水として使用したり、施設の屋根を竹材で覆って輻射熱を緩和する等の工夫をしている。

④ もみがらリサイクル事業（自主生産）

もみがらを加工して、バーベキューや災害非常時に使用できる固形燃料を生産している。この事業も、自主生産販売事業である。もみがらの加工は、廃棄物をバイオマスエネルギーとして有効活用することを促進させている。



写真1. 空き缶リサイクル事業



写真2. もみがらリサイクル事業

⑤ ハウスキーパー（施設外就労）

柿や梨の果樹園において、剪定後の枝の粉碎を行っている。また、空き地や田畑周辺の除草、庭の剪定、網戸張替、住宅内の不要物の搬出等も行っている。

⑥ 農作業及び農産加工作業の請負⁽¹⁰⁾（施設外就労）

あわら事業所は、障害者の施設外就労として、農業生産法人シーネット坂井から稲作の補助作業や精米、餅菓子の製造、柿の加工といった、農業分野と農業関連分野の作業を請け負っている。取組の詳細は次章「農業生産法人・有限会社シーネット坂井―米の生産と

販売を中心に福祉と連携して事業を推進―」で紹介している。

あわら事業所の施設管理者は、障害者の農業就労活動の利点として、利用者が屋外で作業することで体力が付き、健康増進に効果的なことをあげている。



写真3. 利用者が描いた農作業の風景

(6) 社会福祉法人による農業分野における障害者就労支援の課題

障害者の就労活動として農業生産や農産加工を取り入れるうえで、C・ネットふくいは、農地や農業設備の確保、安定的な作業の確保、農業経営の習得、利用者をサポートする職員の確保、農業分野の補助金の利用等に際して、次に記すような課題を抱えてきた。

1) 農地と農業設備等の確保

(i) 農地の確保

C・ネットふくいでは、営農部門のある各事業所の栽培面積は、2から3 ha 程度である。法人内で生産した米や野菜だけでは、食品加工部門で使用する原材料が不足しているため、法人は、米等の増産を検討しているが、必要とされる優良農地の確保は容易でない⁽¹¹⁾。

ただし、同法人は、平成 21 年末の農地法の改正を受けて、事業所のある市町村の農業委員会への許可申請をしているところであるが、そうした動きを経て、同法人に農地を預けたいという農家が増加していくことが考えられる。

(ii) 農機具の整備

C・ネットふくいの事業所では、農業に必要な農機具を完備していない。現在では、100

キロメートルほど離れた事業所間で、農機具を貸し借りして農作業を進めているが、運搬に必要なキャリアも不足している。

今後、栽培面積を拡大すれば、さらに馬力の高い農機具が必要となってくる。また、農機具を確保できても、保管施設の建設も必要である。本法人は、このように多大な投資を自己資金でまかなえないことから、農業分野における事業拡大は難しいと考えている。こうしたことから、本法人において農業分野にかかる設備投資の優先順位は低く、事業展開も緩やかなものとなっている。

(iii) 農産加工施設の整備

本法人は、農産加工を本格化させることも検討してきたが、多くの設備投資が必要なことから、構想を实践することは難しい。既に実施している農産加工でも、加工した商品を保管する設備がないために生産量を増加させることが困難となっている。

2) 農業経営の習得

(i) 法人全体における栽培計画の策定

これまでC・ネットふくいでは、各事業所が、それぞれのアイデアで栽培品目を決めてきた経緯がある。事業所間の連携をはかりながら、調理や食品加工部門で必要とされている品目を栽培し、供給していくことが今後の課題である。

(ii) 安定的な作業の確保

本法人のある福井県では積雪も多いことから、農業分野で12月から2月の冬期間に農作業を確保することが難しい。C・ネットふくいでは、施設園芸の導入も検討したが、ハウス建設にかかる資金の不足から実現にはいたっていない。

3) 利用者の就労をサポートする職員の確保

各事業所では、さまざまな分野の就労支援事業を同時進行で実施しているが、それぞれの分野において障害者の就労をサポートする専属の職員を配置することは難しい。現在、職員は、いくつもの分野の就労支援や業務を並行して担っている。法人内では、これまでも事業や設備の整理や統合を進めてきたが、今後もさらなる就労支援事業の再編成が必要となっている。

4) 農業分野の補助金の利用

これまで本法人では、農業分野における障害者の就労活動の支援にあたって、企業や財団法人から支援を受けて必要な作業環境や農機具を整備したり、厚生労働省からの障害者福祉に対する補助金を農機具等の購入費用の一部にあてたりしてきた。法人は、農業分野の補助金は利用していない。

(7)おわりに

これまで紹介してきたように「社会福祉法人コミュニティーネットワークふくい」における障害者就労支援事業では、就労体験、就労訓練、就労継続の各段階で、農業生産や収穫した農産物を使用した給食等の調理、食品加工、販売に取り組んでいる。

同法人は、農業生産活動を通して就労活動と食生活の質を向上させ、障害者の健康増進をはかりたいと考えている。さらには、調理や食品加工という農業関連分野の仕事を就労活動の核として位置づけ、農業生産活動と連動させている。

事業所間のネットワークを構築し、法人として農業分野と農業関連分野の活動に一体的に取り組むことで、収益性を向上させている点が、C・ネットふくいの際だった特徴である。障害者は、このような就労活動を通して、比較的に高い工賃を受給することが可能となっている。

今後も、本法人における給食や食品加工等といった農業関連分野の就労活動は、強化されていくと見込まれる。それに伴い、法人では、原材料の法人内調達にむけた農産物の増産が検討されるとともに、障害者が作業できる農業就労活動への期待も持たれている。一方で、下記のような問題があることもあわせて指摘しておく必要がある。

本法人は、優良農地の確保に課題を抱えている。また、農業設備や農機具等の整備にむけた資金の準備も難しいと考えている。冬期における作業の確保にむけて、施設園芸の導入も検討されるが、施設整備や栽培技術の習得等の課題が多い。このような現状を踏まえ、C・ネットふくいは、農業分野における事業拡大には躊躇している。

C・ネットふくいが、障害者の就労活動の一環として農業生産を始めた当初、地域住民は法人の取組から距離を置いて見守っていた。しかし、取組を始めてから3年程が過ぎた頃から、高齢な農家がパートで農業を教えに來たり、農地を貸してくれたりするようになり、次第にその取組は、地域社会に受け入れられてきている。現在では、後継者のいない農家が、農地の管理を依頼してくるようになり、本法人は、地域における農地の維持に貢献するまでになっている。

農業分野における障害者の就労活動に際して、法人が現在抱えている課題を克服できるような地域社会や行政からの支援があれば、本法人における障害者の農業就労活動は拡大し、農地の維持や保全に対するさらなる地域貢献も期待できるものと考えられる。

(飯田 恭子)

注(1) 2010年(平成22年)現在では、12の事業所がある。

(2) 共同生活介護事業に関しては、あわら事業所は、2つのケアホームを運営して障害者の自立した生活を支援している。2つのケアホームでは、あわせて11名の障害者が生活している。

(3) 事業所の入り口に設置されたモニターは、イラスト等が描かれた分かりやすいタッチ画面になっていて、利用者は、その日の体調の様子や、飲食した食事の分量等を画面をタッチしてコンピュータに入力できる。その情報は、集中管理システムでカルテ化される。事業所の職員のみでなく、利

用者の家族が、自宅のパソコンからこのシステムにアクセスし、利用者の健康状態を確認して、家庭でも適切なケアができる。

- (4) 自立支援法に基づく制度への新体系移行時である。
- (5) 本法人では、利用者によって工賃は異なるが、就労継続支援A型事業の雇用者の多くに最低賃金の 60 %が保障されている。また、最低賃金の 50 %に満たない人の工賃については、「親の会」が補填している。
- (6) 営農部門を持つ6つの事業所のうち4つが、全量または一部を供給している。残りの2つは、農業生産活動を始めてから日が浅いため、出荷までには多少の時間を要する。
- (7) 野菜を定期宅配する「食生活 おいCネット便」が、大阪府吹田市の食品流通会社と連携し、大阪や京都等の関西圏の家庭に届けられていたが、平成22年5月で終了し、現在は、C・ネットふくい独自の宅配を企画中である。
- (8) 本研究では、丸岡事業所の聞き取り調査は実施していない。独立行政法人福祉医療機構のホームページに掲載されている中小企業診断士の福山由美子氏によるレポートに本取組が紹介されている。引用・参考文献、ホームページ[12]を参照。
- (9) 近年では、特に企業からの部品加工の受注が減少している。受注を打ち切られると、知的障害のある利用者のなかには、それまで続けてきた仕事がなくなることややる気をなくしてしまう人もいる。法人が新しい仕事を見つけてきても、仕事を再開することができず、精神障害を併発してしまう利用者もいる。
- (10) あわら事業所では、農作業と農産加工の他に焼き鳥用肉の加工等も請け負っている。
- (11) 例えば、これまで借りた農地では、減反で稲作に使えなくなったり、水はけが悪かったり、イノシシの獣害を受けたりする等の問題が生じている。

[引用・参考文献]

- [1] C・ネット福祉会（2010）「第21回（平成21年度下期）経営品質改善活動発表」，福井市
- [2] コミュニティネットワークふくい（2010）「利用者推移表Ⅰ（通所），利用者推移表Ⅱ（入所）」，福井市
- [3] C・ネット福祉会（2009）「第20回（平成21年度上期）職員総合研修会」，福井市
- [4] コミュニティネットワークふくい（2009a）「C・ネットふくいの連携マップ」，福井市
- [5] コミュニティネットワークふくい（2009b）「C・ネットふくいの農業開始経緯」，福井市
- [6] コミュニティネットワークふくい（2009c）「平成21年度事業新体制図」，福井市
- [7] コミュニティネットワークふくい あわら事業所（2009）「あわら事業所概要」，あわら市
- [8] キャトルヴァン（2009）「食生活 おいCネット便 -旬の新鮮野菜宅配サービス-パンフレット」，吹田市

ホームページ等

- [9] コミュニティネットワークふくい（2009）ホームページ，<http://www.c-net.or.jp/>
- [10] ピアファーム（2009）ホームページ，<http://www.pearfarm.jp/>
- [11] 稲山由美子（2009a）「地元農家を助け、担い手になることで地域に貢献 C・ネットふくい あわら-福井県 社会福祉法人コミュニティネットワークふくい-」『はたらきパーク（障害者就労支援情報）先進事例』独立行政法人福祉医療機構，http://www.wam.go.jp/ca30/shuroshien/detail/c01/200902_02/200902_02.htm
- [12] 稲山由美子（2009b）「最先端の学校給食事業で安全な食の提供と働きやすい職場創造を実現 -C・ネットふくい丸岡-」『はたらきパーク（障害者就労支援情報）先進事例』独立行政法人福祉医療機構，http://www.wam.go.jp/ca30/shuroshien/detail/c01/200902_01/200902_01.html

4. 農業生産法人・有限会社 シーネット坂井

―米の生産と販売を中心に福祉と連携して事業を推進―

(1) はじめに

「有限会社シーネット坂井」（福井県あわら市）は、米作りを基本としながら、野菜や柿を栽培する農業生産法人である。本法人は、農業生産とあわせて、米の取扱ほか、農産物の加工や販売にも取り組んでいる。

この農業生産法人は、前章で紹介したように、障害者の就労等を支援する「社会福祉法人コミュニティネットワークふくい（Ｃ・ネットふくい）」から分離、独立した経緯を持つ。現在は、母体組織にあたるＣ・ネットふくいのあわら事業所と業務契約し、連携しながら知的障害者の就労支援に取り組んでいる。本章では、このような福祉と連携した農業生産法人の取組について紹介していく。

(2) 法人の沿革と事業概要

1) 法人の沿革

本法人が連携して農業に取り組む、社会福祉法人コミュニティネットワークふくい「あわら事業所」では、授産事業の一つとして 1998 年に農業を始めている。当時の授産施設では、障害者は、主に企業の下請の仕事に取り組んでいたが、継続的に仕事を受注することが難しい状況にあった。そのようななか、あわら事業所の所長が、個人が所有する田畑を事業所に提供し、障害者と農業生産活動を始めた。しかし、授産事業では、障害者に十分な工賃を支払えるほどの収益をあげることは容易ではなかった。

そこで、あわら事業所の農業部門は、本格的に農業に取り組むことを決め、農地の借り受けや農政の支援を得るために、2001 年に社会福祉法人から独立し「農業生産法人・有限会社シーネット坂井」を設立した。この法人は、障害者に農業を通じて就労の場を提供し、健常者もともに農業に従事し、地域に貢献することを目指して設立された⁽¹⁾。

シーネット坂井は、福祉事業所の元所長が設立したもので、資本金 300 万円、社員 1 名で運営にあたり、農作業の多くは、あわら事業所に委託していた。その後、2004 年に、本法人は、米の取り扱い業者ならびに農産物検査機関として国に登録している⁽²⁾。2007 年には、役員および構成員（新たな地権者も加わる）6 人、資本金 500 万円とし、毎年度当初に福祉事業所との業務契約を結ぶこととして、組織として、福祉事業所との業務のすみ分けを明確化した。

2009 年（平成 21 年）現在、シーネット坂井の組織構成は、役員および構成員 6 人（農地所有者 3 人を含む）、社員 5 人、パート 1 人となっている。資本金は 500 万円、年間総売上は 7,000 万円前後である。経営面積は、水田 2,655 a、畑 391 a、果樹園（柿）97 a、合計 3,143 a であり、農地の地権者数は 59 人となっている。現在では、元農林行政経験者

である社員が、その専門性を活かして法人を経営している。法人の経営陣は、従業員の労務費の支払を第一の目的としている。法人は、福祉事業所の障害者に、少しでも高い工賃を支払うことを目指している⁽³⁾。

2) 農業生産および加工、販売事業の概要

シーネット坂井では、① 生産部門、② 加工部門、③ 販売部門および ④ 検査部門で事業を実施している。それぞれの部門の事業内容については、以下に記すとおりである。

① 生産部門

生産部門の中心は、水田農業である。平成 21 年度（2008 年度）は、約 15ha で 1,323 俵の米を生産している。うち 50 %が、減農薬・化学肥料で栽培した特別栽培米である。あわせて、天日干しの特別栽培米も生産している。平成 21 年から、地域の生産者との契約生産も行っている。転作水田で栽培している作物とその面積および収量は、大麦 10ha で 33,852 kg、大豆が 8 ha で 9,480 kg となっている。

野菜については、タマネギ、ニンジン、トマト、ナス、キュウリ等を 1.3 ha の畑で栽培している。また、柿を 0.8 ha の果樹園で栽培している。

シーネット坂井が生産している主な品目と販売高は、第 1 表に示すとおりである。米の取り扱いや農産加工、農産物の販売に関しては、自家生産の農産物以外に、地域の生産者から仕入れた農産物も扱っている。

第 1 表 シーネット坂井の生産および加工品目と販売高（平成20年度）

区分	生産品目	生産（作付） 面積（a）	生産数量	仕入額 （千円）	販売高 （千円）	備考
生産	米	1,517 a	1,323俵	1,7000 (1,258俵)	52,958	期首在庫 2,445俵 米仕入 1,258俵 年間販売 3,200俵 期末在庫 1,826俵
	大麦	1,044 a	33,852 kg		1,109	
	大豆	824 a	316 / 30kg		1,289	
	そば	54 a			13	
	水稻(苗)	4,500 箱			959	農家に販売
	縄				280	
	柿	79.2 a		730	1,847	
	梨			279	336	
	メロン	2 ハウス		132	873	
	野菜	130 a		958	2,486	
	小計			2,099	62,150	
加工	役務 (乾燥・調製)				2,785	作業受託
	かきもち	40 俵			2,268	
	もち				115	
	検査手数料	3,070 俵			307	
	小計			0	5,475	
	合計			2,099	67,625	80%が米の販売高

注：平成21年度からあんぽ柿の生産、販売が始まる



写真1. シーネット坂井周辺の水田



写真2. 米の乾燥施設

② 加工部門

平成 20 年度（2008 年度）は、自家製のもち米 40 俵を原料に、かきもちを生産した。また、収穫した柿をあわせ柿（脱渋）、あんぽ柿（干し柿）に加工している。加工部門は、障害者の就労の場として重要な位置づけとなっている。



写真3. 4. あんぽ柿の乾燥設備



③ 精米・販売部門

シーネット坂井は、米の生産から精米、販売を一貫して行っている。また、地域の農家が生産した米の取り扱いも行っている。第 1 表に示したとおり、平成 20 年度における米の販売量と販売高は、米の仕入れも加算して 3,200 俵で約 5,300 万円であった。これは、本法人における販売高の約 80 %を占めている。一方で、野菜やかきもち、柿は、それぞれ 180 万円から 250 万円程度の販売高があった。

それら農産物の販売先は、第 2 表に示すとおりである。販売先を福祉関係と一般消費者に分けると、販売高の約 70 %が福祉関係となっている。福祉関係では、病院や養護学校、介護施設といった外食・米飯提供者への販売が最も多く、その販売高は約 2,500 万円である。次いで、社会福祉法人コミュニティネットワークふくい（C・ネットふくい）の諸事

業所への販売高が、1,200 万円程度となっている。一方、一般消費者等や県内スーパーへの販売高は 2,100 万円程度で、約 30 %となっている。

一般消費者に対する米と農産加工品の販売は、その 50 %がインターネット等による注文販売となっている。消費者から寄せられた声によると、特別栽培米であることや受注毎の精米、発送が、食味の良さにつながっているのではないかとの評価を受けている。

直売所における農産物や加工品の販売も行っているが、例えば、JAの直売所では、野菜や加工品を販売し、直売所を通じて学校給食の食材も納品している⁽⁴⁾。また、福井駅の直売コーナーでは、月に 1 回から 4 回の頻度で農産物や加工品を販売している⁽⁵⁾。

第 2 表 シーネット坂井の販売先別の販売高（平成20年度）

	販売先	販売先の数	販売高	
			(千円)	(比率 %)
福祉関係	外食・米飯提供者 (病院、養護学校、 介護施設等)	45	24,776	37
	社会福祉法人 C・ネットふくい及び 関連(学校給食・弁当)	25	11,567	17
	県外の福祉事業所 (京都・大阪等)	14	8,235	12
	小計	84	44,578	66
一般	一般消費者 (ネット販売50%)、 その他	220	12,616	19
	県内のスーパー	18	8,127	12
	小計	238	20,743	31
その他			2,304	3
	合計	322	67,625	100

資料：シーネット坂井 2009「3.販売先別の販売高」『農業生産法人シーネット坂井事業概要』

なお、個別農家生産の米については、飯米用等を受け取れることから、稲の刈り取りとあわせて米の乾燥調整をシーネット坂井に依頼する地域生産者が増加している⁽⁶⁾。

④ 検査部門

シーネット坂井では、自社で生産した米等の他にも、地域の生産者の要請に応じて、米や大豆、そばの検査をおこなっている。平成 20 年度（2008 年度）では、自社関係 3,200 俵、地域の生産者 5,000 俵の検査を実施している。

(3) 農業と農業関連分野における障害者就労の実態

－「C・ネットふくいあわら事業所」との連携を通して－

1) 障害者就労の概要

シーネット坂井では、C・ネットふくいあわら事業所の利用者（障害者）が、請負作業として農作業や農産物の加工等にたずさわっている。知的障害者 8 人が、通年で就労し

ているが、部門別にみると生産部門で4人、精米・販売部門で2人、加工部門で2人となっている。この法人では、障害者に就労の場を提供するために、収益は薄い加工部門にも力を入れている。

利用者が、シーネット坂井で農作業等に取り組む時間帯は、あわら事業所内の他分野の仕事の勤務時間と同じく、8時30分から17時15分までとなっている。利用者は、福祉事業所で朝礼を済ませて、健康チェックを受けてから、敷地が隣接しているシーネット坂井に通勤し、作業に取りかかっている。休憩は、午前と午後にそれぞれ10分間あり、昼休みは、12時から50分間である。

シーネット坂井は、作業の委託費として、障害者の労務費に換算して時給400円に相当する額をあわら事業所に支払っている。

上記の他にシーネット坂井では、収穫等の季節的な作業がある。タマネギの収穫やイモ掘り、米のハサ掛け等の作業では、あわら事業所の利用者が、ほぼ全員で農作業に就労している。作業に随時参加している利用者の数は、年間で延べ500人程である。

2) 障害者が担う作業の内容

シーネット坂井では、障害者は、農業や農業関連分野の多様な作業を担っている。水田部門、畑部門、果樹（柿）部門および加工部門に分けて、それぞれの主な作業について示したものが第3表である。

水田や畑での農作業では、草刈りをはじめ、播種や植え付け、施肥、防除、収穫、選別等の作業をしている。果樹部門では、摘花や剪定木のチップ作業、収穫等を行っている。また、農産物の加工部門では、利用者は、精米や配送にかかる作業、かきもちや柿等の加工および包装作業に従事している。

第3表 シーネット坂井において障害者が行う作業

水田部門	畑部門	果樹(柿)部門	加工部門
畔等の草刈り 水稻や麦・大豆の播種 耕起、代かき 田植え (苗運び、育苗箱洗い) 防除作業 追肥作業 収穫作業 もみすり 大豆選別	草取り ハウス掛け パレイショやカンショ、 タマネギの植え付け ニンジンやダイコンの播種 根菜類の収穫	草刈り 剪定枝のチップ作業 摘果・摘蕾 収穫作業	精米と袋詰め、配達 あわせ柿の製造 あんぼ柿用の皮むき かきもちの切り、網付け、 仕分け たくあん漬け製造 揚げかきもち生産、袋詰め

利用者は、補助的な作業を中心に行っている。一方で、機械等のオペレーションは、主にシーネット坂井の従業員が行っている。

3) 障害者就労の受入体制

シーネット坂井は、障害者就労に対する福祉分野の補助金は受けていない。社会福祉法人の職員が、作業現場の支援者として障害者が行う農作業等に同行する形となっている。

通常、利用者（障害者）8人が農作業等を行う際には、あわら事業所の職員2人が、支援者として利用者に同行している。職員は、利用者に作業の指示を出しつつ、自らも作業にたずさわっている。あわら事業所からの同行職員だけでは、すべての作業現場における対応が困難な場合には、シーネット坂井の社員も、点検や指示を一部補助している。一方で、利用者の日常的な心身のケアについては、福祉分野の専門である、あわら事業所の職員が主に担当している。

シーネット坂井は、障害者に農業を通じて就労の場を提供し、健全者も共に農業に従事し、地域に貢献することを目標に設立された農業生産法人である。その設立の趣旨からも、シーネット坂井の従業員は、障害者との人間関係を大切に⁽⁷⁾、障害者に作業の効率化だけを求めるべきではないと考えている。

シーネット坂井の社員等は、農業は人間が生きる原点である食料を育む「懐の広い」仕事で、老若男女、誰にでもできる作業が農業にはあると考えている。作業をコーディネートし、事業として確立できれば、障害のある人たちの働く場を確保できると考えている。

(4) 地域内外における福祉事業所や生産者との連携

1) 障害者の就労支援と農産物の安定的な販売 — 「C・ネットふくい」との連携 —

前述のとおり、シーネット坂井は、設立当初から社会福祉法人C・ネットふくいと連携して、農業分野における障害者の就労支援に取り組んできた。シーネット坂井が福祉事業所へ支払う作業委託費や販売手数料は、福祉事業所の収益増加に寄与している。

一方で、C・ネットふくいの数々の事業所は、シーネット坂井から農産物を継続的に購入している。その購入額は、平成20年度は約1,200万円となっている。福祉事業所では、主に施設の昼食の材料として農産物を利用している。また、C・ネットふくいの丸岡事業所では、シーネット坂井と福祉法人内の他の事業所が生産した農産物を使用して、利用者が公立中学校の学校給食の調理や配膳、また、弁当の製造や販売を手がけている。

これら農業法人による障害者の就労支援と、福祉法人による農産物の安定購入という連携は、シーネット坂井が米の販売事業を手がけ始めた2004年以降に、とりわけ強化されてきた。

2) 農産物の委託販売と農業体験交流 — 県外の福祉事業所との連携 —

シーネット坂井は、大阪や京都等の関西圏を中心に、県外にある14の福祉事業所と連携して、農産物の委託販売や農業体験交流を行っている。

農産物の委託販売に関しては、シーネット坂井は、米の取り次ぎ販売業務を福祉事業所

に委託している。その販売高は、年間で約 800 万円となっている。米は 10 kg あたり 5 千円で販売されるが、うち 20 %から 25 %が手数料として福祉事業所の収入になる。米の取り次ぎ販売は、一回あたりの手数料は少ないものの、煩雑な業務ではなく、福祉事業所の確実な収入につながる。そのため、本業務を受託する福祉事業所は年々増加している。

農業体験交流に関しては、シーネット坂井は、県外から訪問してくる福祉事業所を受け入れて交流会を開催している。福祉事業所によっては、交流会を年中行事にしているところもある。また、県外の福祉事業所が開催するイベントにも協力している。例えば、シーネット坂井の従業員は、イベント開催時に先方に出向いて、そば打ち体験や農産物の直売会を実施している。

このようにシーネット坂井は、県外の福祉事業所と連携して農産物の委託販売を強化するだけでなく、県境を越えて障害者との農業体験交流を展開している。

3) 野菜生産と販売の強化－地域の農家との連携－

輸入野菜の残留農薬が問題視されたことを契機に、地産地消の動きが盛り上がりを見せるなか、地域の病院や地場産品コーナーを開設した地元のスーパーが、シーネット坂井に野菜の生産、納品を依頼するようになった。

シーネット坂井は、地域の農家 7 戸と協議を重ね、連携しながら、計画的に季節の野菜を栽培し、収穫物を供給することにした。シーネット坂井の事務局が、病院やスーパーの注文を受け⁽⁸⁾、農家から農産物を集荷し、低温倉庫で保管し、納品し、代金を請求する一連の業務を担っている。しかし、取組を始めてまだ日も浅いことから、販売量はそれほど多くはなく、本取組が軌道に乗るには多少の時間を要する。

(5) 地域への貢献と法人が抱える課題

1) 農地の維持、保全への貢献

地域の生産農家が病気になった場合や、後継者のいない農家で農業機械が壊れた場合等に、農家が、農地等（水田、畑、果樹園）の全面的な維持管理をシーネット坂井に依頼してくることが、近年では増加している。

シーネット坂井では、農家からこうした依頼があった場合には、生産条件が良くない土地でも引き受けることとしている。このように、シーネット坂井は、地域で農家の高齢化が進むなかで、農地を維持、保全していくうえで貢献している。今後も、農業生産法人として地域農業への貢献をさらに進めながら、障害者就労に対する地域の理解を深めていこうとしている。

シーネット坂井による農業分野における障害者の就労支援に関する取組は、農業と福祉の連携モデルとして注目されつつあり、福祉関係者や農業関係者が、県外から見学や調査に訪れている。

2) 農業生産法人の経営安定化にむけた課題

今後も障害者就労を支援し、地域の農業に貢献していくためには、農業生産法人としての経営の安定化が欠かせない。シーネット坂井では、単位収量のさらなる増加、高品質な農産物の生産等にむけて取り組む⁽⁹⁾とともに、生産・加工・販売に一体的に取り組む、いわゆる農業の6次化を展望している。

また、本法人は、障害者のできる作業を確保するため、農産加工分野のさらなる展開を検討している。例えば、これまで加工を続けてきたあわせ柿、あんぽ柿、いなかかきもちのブランド化にむけて、品質向上と安定生産を試みている。また、たくあん漬け、焼き芋、焼き芋スイーツ等の新商品開発にも取り組んでいる。

しかし、高品質な農産加工品を安定的に生産し、販売するためには、生産や保管にかかる設備が必要となってくる。福祉事業所と連携しながら上記の事業化を目指しているが、設備投資の資金確保には到っていない。

シーネット坂井の経営陣は、農業生産法人の黒字経営の定着化にむけて、経費から機械等の修繕、資材費にいたるまで、さまざまな節減を試みている。また、直売の増加にも取り組んでいる。

本法人が抱える大きな課題は、一定期間に集中している米の買い上げにあたって、地域の生産者に迅速に代金を支払うための資金調達である。今後、販売額を増加させて経営を安定化させるうえでも、販売額の増加に伴って増加する経費や運転資金の安定的な確保が、さらなる課題となってくる⁽¹⁰⁾。

(6) おわりに

これまで紹介してきたように、「農業生産法人 有限会社 シーネット坂井」における障害者就労の取組は、福祉事業所の作業請負という形をとっている。福祉事業所の職員が、障害者の就労訓練や作業指示、毎日の健康管理を主に担っていることから、農業生産法人は安心して作業を任せることができている。

本農業法人の販売高の約 80 %は、米の生産や加工に関するものである。一方で、米の販売のみでなく、農産加工と販売の強化を通して法人の経営を安定化させ、障害者の就労の場を増加させることも目指している。

シーネット坂井から作業を請け負っている福祉事業所が所属する社会福祉法人は、前章で紹介したように県内に数々の事業所のネットワークをめぐらせている。これら事業所の利用者は、就労活動の一環として、シーネット坂井が生産した農産物等を用いて、自らの福祉施設の昼食を調理したり、病院や学校の給食を調理、提供したり、農産物の委託販売を行っている。

このように、福祉のネットワークを活用して地産地消を実現しつつ、付加価値のある米や加工品を一般の消費者にも販売している点が、シーネット坂井の特徴である。

さて、農業を通じて障害者に就労の場を提供してきた福祉事業所の取組から発展し、設

立された農業生産法人シーネット坂井では、健全者とともに本格的に地域の農業に関わりながら地域への貢献が進められている。しかし、一方では、下記のような問題を本法人が抱えていることも、あわせて指摘しておく必要がある。

農業経営としては、水張り調整水田等の転作ができない借地農地で、休耕管理を行いながら地代を支払うことが、法人に大きな負荷となっている。優良農地の確保は、農業生産法人にとって課題である。

シーネット坂井からの要望としては、適切な地代を負担する仕組や、公的金融機関等から運転資金を安定的に確保できる仕組みづくりが挙げられている。

農業や農業関連分野における障害者の就労支援に関しては、シーネット坂井は農業生産法人であることから、障害者の作業に必要とされる設備の整備、農業がわかる専属のジョブコーチの確保等に対して、福祉行政の財政援助を受けることができないことが、障害者を受け入れるにあたって法人の負担となっている。このことは、農業と福祉の行政的な連携の強化が必要とされていることを示しているだろう。

(飯田 恭子)

- 注(1) 本法人は、健全者も障害者も安定して働ける職場を地域につくることを目的に事業を展開している。近年、福祉事業所は、経営的に困窮している。福祉事業所と連携しながら、障害者に就労の場を提供し、少しでも多くの委託費を支払えるよう、経営の目標を設定し、課題の克服に取り組んでいる。
- (2) 法人設立当初の2002年に、農舎建設とコンバイン購入の費用として、農業法人育成事業で国庫補助1,050万円を受け、また2,000万円を借り入れている。2008年には、乾燥調製施設と加工・調理施設整備の費用として、農業経営基盤強化事業で農林漁業金融公庫から2,900万円の融資を受けている。また、経営安定対策関係の助成を受けている。
- (3) 2009年現在、福祉事業所の利用者は、時給400円を受給している。
- (4) J A花咲ふくい直売所「きららの丘」で、かきもちやタマネギ等の生産品を直売している。販売手数料は、15%である。学校給食用のタマネギも直売所を通じて販売している。J Aが扱う米、メロン、柿等といった商品は、直売所での販売は難しい。
- (5) 駅の直売コーナーでは、委託販売を行っていないことから、シーネット坂井の社員が出向いて販売業務を行っている。駅には、場所代として25%の手数料を納入している。
- (6) シーネット坂井では、生産者に米の収量や品質を速やかに伝えている。また、生産者ごとに作業し、自らが手をかけて育てた米を渡している。また、歩留まりもよくしている。
- (7) シーネット坂井の代表や社員は、障害のある人たちが、元気な笑顔で作業しているところを見ると、これまでの法人の歩みを肯定できると実感している。一方で、障害のある人たちが2、3日休んでしまうと、何か気になることがあったのだろうか、何か厳しいことを言ってしまったのか、また笑顔で来てくれるだろうか心配している。今では、作業中に何かの理由で障害者にパニックが起きても、社員も落ち着いて対応できるまでになっている。

- (8) 病院とスーパーは、注文した農産物を買っている。
- (9) 適時に適切な栽培管理が実践できるよう、スタッフの知識や意識を高めている。
- (10) 米の仕入にかかる運営資金の工面には苦勞が多く、市中銀行（福井信用金庫が1,000万円）と個人融資（役員、地権者、関係者が800万円）で対応している。

[引用・参考文献]

- [1] シーネット坂井（2009a）「農業生産法人シーネット坂井事業概要」あわら市
- [2] シーネット坂井（2009b）「地域に貢献する農業を目指して」あわら市

ホームページ

- [3] シーネット坂井 ホームページ <http://www.cnet-sakai.jp/>

5. NPO法人 マルキュー

ーニンニク栽培を中心に農業生産活動を展開ー

(1)はじめに

「NPO法人マルキュー」（岡山県岡山市）では、知的障害者と精神障害者の就労支援事業の一環として、米とニンニクの栽培を核とした農業生産活動が行われている。この活動を通して、障害者が安定した収入を得ることができている。

このNPO法人の事業所がある地域では、近隣の農家が、NPOの取組を参考にしながら障害者就労の受け入れを始めるなど、農業と福祉の連携が促進されている。

本章では、NPO法人マルキューの障害者就労活動を中心としながら、福祉と農業の連携を通じた農業と農村の活性化について紹介する。

(2)法人の沿革と事業概要

1)法人の沿革

岡山県では、精神障害者の社会復帰のための福祉サービス事業の一つが、「職親」の協力によって進められている⁽¹⁾。「職親」は、県知事が認定した様々な職種の事業所であり、障害者の社会適応訓練を行っている⁽²⁾。

NPO法人マルキューの母体である農業生産法人・有限会社九幡商事(くばんしょうじ)は、1998年に職親として、障害者3人の受け入れを始めている。九幡商事は、通院中の精神障害者が事業所で農作業をしながら、作業能力や対人関係能力、環境に適応する能力を取り戻す訓練を実施してきた。職親の有志は、障害者が安心して継続的に就労できるよう、情報交換や相互協力できるように「岡山精神保健職親会」を立ち上げ、精神障害者の就労に向けた活動も少しずつ広がりを見せてきている。

九幡商事は、農業生産活動を中心とした障害者の就労支援を拡充させるため、2006年の障害者自立支援法の施行を契機に、2008年にNPO法人マルキューを別途設立し、就労継続支援A型事業所を開設した。

2)福祉事業所の概要

NPO法人マルキューが運営する事業所の利用者（障害者）の定員は、20人である。事業所の利用者は、2008年5月1日付で就労継続支援A型事業のなかで、NPO法人与雇用契約を結んでいる。2009年（平成21年）現在では、知的障害者9人と精神障害者9人、合計で18人の利用者が、NPO法人に所属している。

利用者は、ハローワークの紹介等により、NPO法人マルキューに来ている。

3)NPO法人の運営

NPO法人マルキューは、障害者の就労支援事業を福祉分野の助成金を受けて実施して

いる。利用者が農業生産活動を実施するための農地と事務所、作業場、駐車場、農機具は、NPO法人が九幡商事から借り受けている。

農業生産活動による収入は、利用者の工賃として支払われている。農業生産活動による収入があることで、利用者 18 人は、岡山県の最低賃金（時間給）を受給することが可能となっている。それぞれの利用者によって、働ける時間数や日数は異なっている⁽³⁾。

NPO法人の事業所では、4人の職員が指導員として従事している。それぞれの職員の職務等については、第1表に示すとおりである。職員は、利用者が農業分野で就労できるよう指導にあたっている。同時に、利用者とともに農業生産活動にも参加している。

NPOの職員は、地域に住む農家等の人々で、なかには農業生産活動に使用する土地をNPOに提供している人もいる。このことから、本NPOの事業運営は、社会貢献の意識をもって職員として働く地域の人々に支えられていると言える。

第1表 「NPO法人マルキュー」の職員と職務

	職務	以前の職業等	性別	職員になるいきさつ
1	事務	教員	女性	社会貢献を希望して早期に退職
2	農作業	建設業	男性	作業補助への応募
3	農作業	JA職員、呉服屋	男性	兼業農家で農業の知識がある
4	アスパラ栽培	農家	女性	アスパラ施設用の土地を提供

NPO法人の代表は、今後、障害者が継続的に農業生産活動に関われる作業環境を整えたいと考えている。厚生労働省をはじめとする福祉分野の支援を通して⁽⁴⁾、圃場等の農業設備や農機具を段階的に整備したい考えである。例えば、現在は、利用者が通年で作業できるように、ハウス等の農業施設の整備をすすめている。

このNPO法人では、9人の精神障害者は自家用車で通所している。発達障害や知的障害のある9人の利用者は、車の運転ができないことから、岡山市が運行する福祉バスを利用している。

(3) 農業生産活動での障害者就労実態

1) NPO法人マルキューにおける障害者の農業活動

NPO法人マルキューで利用者が行っている農業生産活動等を一覧して示すと、第2表のようになる。

農業生産活動では、米とニンニクの栽培を中心としながら、他にもさまざまな野菜を生産している。農作業受託としては、田植え、稲刈り、米の乾燥調整等を行っている。また、高齢化した近隣農家に出向いて、ボランティア的な援農も行っている。

第2表 「NPO法人マルキュー」における
農業生産活動の概要（平成21年）

作目等		面積
水田	減農薬米 品種は「あさひ」	5.6ha
ニンニク		55a
野菜	ナス、ピーマン、 インゲン、キュウリ、 シシトウ、ネギ等	8a
作業受託	田植え	1.3ha
	稲刈り	8ha
	米の乾燥調整	8ha
	もみの運搬	1 ha

利用者は、様々な農作業に取り組んでいる。例えば、水田では、撒粒機（さんりゅうき）によるレンゲの手振り播種、機械植え後の補植、草取りや草刈り、収穫作業をしている。農地の草取りは、利用者が手作業であることが多い。草刈り機・草払い機を使用できる利用者も数人いる。また、トラクターを運転できる利用者もいる。農作業は、複数人で行うと早くできることから6、7人で、多いときには14人程の人数で行っている。

このNPOでは、職員が、利用者の障害の違いに配慮しながら、各自に適した作業を見つけている。例えば、知的障害のある人は、なるべく同じ作業を継続的に担当できるようにしている。一方で、精神障害のある人は、様々な作業をこなすことができるが、毎日続けて通勤することが困難な人もいる⁽⁵⁾。このような利用者には、仕事の内容や時間数が過度な負担にならないようにし、できる限り継続的に就労できるように配慮している。

NPOの代表は、自然との触れあいも含めて障害者の自立に農作業が効果的であると考え、利用者の就労活動に農業を取り入れた。代表は、自然の中で土や作物に触れることで、利用者の表情が良くなっていくことから、福祉事業所での農業活動は有用であると考えている。また、有機肥料を用いた無・低農薬栽培で農産物を生産することで、人間や植物の健康を増進させたいと考えている⁽⁶⁾。

2) 農業生産活動 ―米、ニンニク、野菜の生産―

水田は、5.6 ha を耕作している⁽⁷⁾。栽培している品種は「あさひ」米である⁽⁸⁾。水田には、レンゲを栽培し（播種量：3 kg / 10 a）、大豆かす（17～18kg / 10 a）と微生物を投入している。緑肥としてレンゲを利用し、地力の保全をはかっている。また、農地に微生物を投入することで、ミミズが棲む土壌に改良している。生産した米は、近所の米取扱店が多少高値で買い取っている。

ニンニクの栽培面積は、55 a である。本NPOが農業参入する際には、付加価値の高いニンニクを栽培する香川県の農家が、障害者福祉に賛同して栽培技術を伝授してくれた。



写真1. NPO法人マルキュー周辺の水田



写真2. 出荷作業等を行う施設

また、マルキューでは、8 aの畑でナス、キュウリ、トマト、ピーマン、インゲン、シシトウ、ネギ等の野菜を栽培している。収穫した野菜は、岡山市内の市役所付近で障害者就労継続支援A型事業でうどん屋を営む「NPO法人しょうがや」⁽⁹⁾が買い取っている。この店で出されるマルキューが生産したシシトウの天ぷらやナス漬けは、顧客の評判が良い。

マルキューでは、水稻は、有機無農薬と有機減農薬で、ニンニクと野菜は、有機無農薬で栽培している。酵素や微生物を使用した独自の農法を行っているが、有機農産物等の認定は申請していない。

作業受託に関しては、育苗、田植え 1.3 ha、稲刈り 8 ha、米の乾燥調製⁽¹⁰⁾ 8 haを受託している。このNPO法人は、作業受託を仕事としている近隣農家やJAに配慮して、これらのサービスに関する宣伝はしていない。口コミで依頼してくる農家に限って、農作業等を受託している。また、後述のように、NPO法人では、もみがらの処理サービスも実施しており、2人の利用者が、農家にもみがらを取りに行っている。

3) 近隣農家での援農 ―水田の補植―

マルキューの圃場が立地している地域は、岡山市内でも海岸に近い干拓地で、一帯には水田が広がっている⁽¹¹⁾。このNPO法人では、高齢化した近隣農家に利用者が出向いて、水田の補植等の援農活動をしている。ここでは、援農を依頼している農家の話から、その内容を以下に記す。

援農を依頼しているのは、80歳代の農業者である⁽¹²⁾。この農家は、2 haの水田を耕作している。農家は、米の取扱業者に収穫した米を販売している。業者への販売価格は、特に高額ではないが、集荷に来てくれることから農家はその業者と取引している⁽¹³⁾。

米の売上は、年間200万円程度である。経費や固定資産税は、年間100万円程度となっている。農家が所有している田植機は老朽化しているが、農家には後継者がいないことから、機械を更新する予定はない⁽¹⁴⁾。農家は、現在所有している機械を用いて田植えを行っているが、水田には苗の植わらない箇所がまばらに生じてしまう。補植が必要であるが、

高齢化した農家にその作業は困難で、親戚からも人手が確保できないのが現状である⁽¹⁵⁾。

この農家は、地域住民との会話のなかでNPO法人マルキューの活動を知り、平成 20 年から援農を依頼している。NPO法人では、利用者が補植の作業をボランティアで行っている。利用者は、一度に長時間の作業ができないことから、一回あたりの作業時間は短く、4 日間前後かけて水田に通って補植を仕上げている。NPO法人の職員が同行するので、補植の作業に際する農家の負担はない。

農家は、作業の御礼として、作業日の昼食にパンと飲み物を準備している。この農家は、利用者による作業の仕上がりは、プロの農家のように完璧なものではないが、利用者が一生懸命に作業してくれることを評価している⁽¹⁶⁾。

この農家は、もみがらの運搬もNPO法人にお願いしている。NPO法人の利用者が、トラックで農家にもみがらを引き取りに来ている。もみがらの焼却も、高齢化した農家には大変な作業であり、NPOの活動は農家にとって大きな一助となっている。

4) 農業生産活動を行う福祉事業所の広がり

岡山県では、就労継続支援A型事業を実施している 14 の事業所が、職親の取組を通じたつながりから発展して、A型事業所協議会を組織している。協議会に参加している事業所間では、情報交流や生産品の取引等が行われている。

うちNPO法人マルキューを含む4つの福祉事業所は、農家が運営しており、農業生産活動を中心とした障害者就労支援事業を展開している。それぞれの事業所の活動は、山羊の牧場、花のポット栽培、ネギ栽培等と特化している。一方で、マルキューでは、米やニンニク、野菜を組み合わせで多品目を生産していることが特徴的である。

マルキューの近隣では、2戸の農家が、障害者就労を支援すべくNPO法人を新設する準備を進めている。いずれの農家も、年齢は 50 歳代後半である。農家が指導員になって2名程度の職員も採用しながら、就労継続支援A型事業を実施することを検討している。うち1戸の農家は、有機農業を行い、もう1戸は、現在は慣行農業を行っているが、将来は有機農業への転換を検討している。このように、福祉事業所による障害者就労支援の取組は、地域の農家にも影響を及ぼしつつある。

(4) おわりに

これまで紹介してきたように「NPO法人マルキュー」では、農業を活用した障害者の就労活動が行われている。活動の中心は、米とニンニク、野菜の栽培である。

マルキューでは、農業生産活動が強化されつつある。例えば、利用者ができる作業を通年で確保するために、アスパラガスの施設栽培の導入に向け準備を進めている。この施設では、年間で9ヶ月間の収穫を目指している。定植後は、同じ株から 10 年から 13 年にわたって収穫できる予定である。

アスパラガスの栽培では、栽培施設の近隣に在住している4人の利用者を中心として、

就労活動への参加を希望している。現在予定している施設の規模は、3.6 a のハウス（6 m × 60 m）1 棟である。将来的には、アスパラガスの栽培面積を 30 a から 40 a へと徐々に増やしていき、農業生産活動の中核としていくことが検討されている。

また、有機無農薬米の栽培面積を現在の 1.1 ha から 6 ha へと増加させることが検討されている。

これまでのマルキューの取組では、知的障害者や精神障害者は、収入をもたらす農業を通して、いわゆる園芸療法のような癒しの効果も得ることができていると NPO 法人の代表は考えている。代表は、福祉の制度を農業分野で活用することによって、障害者と福祉関係者のマンパワーで手間暇のかかる有機農業等が行えることに着目し、農業分野における障害者就労を高く評価している。農業での人材確保と障害者の就労機会の拡大を両立できるこうした取組が、もっと広がっていくような政策の展開を期待している。

しかし、一方では、下記のような課題があることもあわせて指摘しておく必要がある。

第 1 は、障害者が年間を通して作業のできる環境をどのように確保するか、また、農産物の販路をどのように確保していくかという課題がある。

第 2 は、利用者それぞれの障害の特性を理解したサービス管理責任者を確保することが課題としてある。特に本 NPO 法人では、精神障害者を受け入れていることから、統合失調症や自閉症等の特徴を理解することに努め、さまざまなトラブルへの的確な対処に心がけている。一方、NPO の代表は、今後さらに農業分野における障害者就労を展開させるにあたっては、福祉の専門家の確保も望ましいと考えている。

（飯田 恭子）

注(1) 1978年から「精神衛生職親制度」が、1987年からは「社会適応訓練事業」が、国の補助事業として実施され、2003年からは岡山県の一般会計で実施されている。

(2) 2010年現在、岡山県下では94の事業所が、職親に認定されている。職親への委託費は、受け入れている障害者1人あたり半日（4時間）で1,000円、それ以上では1時間ごとに250円が追加される。

(3) 2009年現在、岡山県の最低賃金は、時給669円である。NPO法人マルキューでは、利用者に時給669円が支払われている。また、比較的に円滑に作業できる利用者は、時給750円を受給している。利用者は、平均で1日あたり4時間程度働いている。工賃の手取りは、月額1人あたり1万5千円から6万円、平均で3万円前後である。

(4) 障害者就労のための施設整備に対しては、例えば、日本財団の助成がある。また、岡山県では、（社）岡山県雇用開発協会を通して、助成を受けられるものもある。

(5) 精神障害者の一部の利用者は、週に3～5日、1～3時間働いている。体調にあわせて、就労時間数や日数は調整している。

(6) NPO代表は、化学肥料を多投入した農業を続けてきた結果、日本では農地の地力が低下しているため、地力回復にむけて有機農業の推進が必要と考えている。農林水産省の職員には、農業の現場に足を運び、現場の事情を知って欲しいと考えている。

- (7) 九幡商事は、水田を約9ha保有し、うち約4haは減反中である。本法人の水田は干拓地で水はけが悪いため、休耕田での畑作は難しい。
- (8) JAは「ヒノヒカリ」を推奨しているが、この地域では3年程度で生育不良になることが多い。地域の農家は「あけぼの」を主に栽培している。
- (9) 「NPO法人しょうがや」の事業所は、1階が店舗、2階がグループホームとなっている。
- (10) 地主のほ場でとれた米を精米して受け渡すことや、米の一部を買い取る際に代金の振込が迅速なことが、近隣農家から評価されている。
- (11) 援農先の農家によると、NPO法人のある地域は、岡山市内の海岸に近い河口部のデルタである。米の生産と並び、かつてはイグサの生産地であった。昭和初期までは、湿田でぬかるむことから、耕作用の馬も牛も入れなかった。農家は、朝の3時半に起きて、四ツ目鍬（くわ）を使って苦勞して耕作してきた。昭和28年から干拓されたが、塩害や台風の被害も多い。
- (12) この農家は、健康維持のために営農を続けている。農産物の価格が低迷する一方で、高齢者の医療負担も大きく、農家の生活を向上させる政策を望んでいる。
- (13) JAに出荷する場合、低温倉庫までかつては60kg、今では規格が小型化して30kgの米袋を運ばなくてはならない。高齢な農家は、書類の作成や検査も負担が大きいと感じている。2008年頃からは、JAが集荷をするようになったが、手数料があるためこの農家は出荷していない。
- (14) この農家が用いる規模のコンバインやトラクターの価格は、400万円から500万円程度である。
- (15) 親戚が農繁期に仕事を休んでこの農家を手伝っていたが、不況により仕事を休めなくなってしまった。
- (16) 高齢化した小規模農家は、JAの作業受託を利用することは可能であるが、通常の手数料を支払うことにためらいがある。また、地区には1万5千円程度の謝礼で補植作業を請け負ってくれる農家もいるが、この農家は利用していない。

[引用・参考文献]

- [1] 中国四国農政局（2008）「農業生産法人（有）九幡商事」『「手を携える農と福祉」（中国四国地域の取組事例）』，中国四国農政局ホームページ，岡山市，
<http://www.maff.go.jp/chushi/keiei/fukusi/kyuhann.html>

第Ⅱ部 講演録

農林水産政策研究所セミナー
平成21年12月9日 開催

農業と福祉のいい関係！

－京丸園における障害者就労の取組と地域連携－

講師： 鈴木 厚志 氏

京丸園株式会社 代表取締役
NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワーク事務局長

○ 司会（香月敏孝 / 農業・農村領域総括上席研究官）

農林水産政策研究所のセミナーを開催いたします。

本日は、京丸園株式会社代表取締役の鈴木厚志様においでいただきまして、

「農業と福祉のいい関係！－京丸園における障害者就労の取組みと地域連携－」という演題でお話いただきます。ご報告を受けて、会場みなさまと意見交換をしたいと考えております。

当研究所では、農村地域の活性化に関するプロジェクト研究を今年度から3年度で行っております。その一環として、農業と福祉の連携の実態と課題、推進方策等について調査研究を進めています。本日のセミナーについても、研究にしっかりと位置づけながらお話をお伺いしたいと思っております。

講師の鈴木さんが代表取締役をされている京丸園は、静岡県浜松市で水耕みつばや姫ねぎ、小さなチンゲンサイの姫ちんげん、土耕トマト、合鴨農法の無農薬米等を障害のある人たちと育てている農業生産法人です。園芸作を中心とした労働集約的な農業経営によって、多くの障害者の就労を受け入れていらっしゃいます。

京丸園では、障害者を雇用するにあたって、いろいろな創意工夫や試行錯誤をされてきたということですが、本日は、そういったご苦労もお話しいただけるとと思います。また、地域のメーカーと協力して開発した、障害者が作業しやすい設備や機械についてもご紹介いただきます。

また、鈴木代表は、NPO法人しずおかユニバーサル園芸ネットワークの事務局長を務めて、地域の農業現場で障害者の就労を支援するなど、大変に幅広く活動されています。では、鈴木さん、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 鈴木厚志氏 講演

こんにちは。ご紹介いただきました京丸園の鈴木厚志と申します。どうぞよろしくお願いいたします。京丸園という農園は、私で13代目になります。代々農家ですが、4代前までは土地を持っていませんでした。先代が買った土地を使って、今は水耕栽培を中心とした農業をしています。近所の農家の土地を借りて、規模拡大も進めてきました。

かつて京丸園では、障害のある人たちの就職をお断りしていました。率直に申しあげると、私は、障害者には仕事は無理なのではないかと思っていました。障害のある人は、職場でいじめられるのではないかと、従業員とうまくいかないのではないかとといった不安を感じていました。

働きたい障害者と受け入れ農家の不安

今から10数年前、京丸園で求人を出した時のことです。給料の提示が安かったせいか、高齢者や障害のある若者が応募してきました。高齢者は、自転車に乗って来られるような人たちではなく、つえをついている高齢な方たちです。

障害のある若者が来る場合には、親御さんがついてきて、何とかお願いしたいと言います。私も、どう接したらいいか本当にわからなかったので、申しわけありませんが、雇えませんとお断りしました。するとお母さんが、私も一緒に働きますから雇って欲しいとおっしゃるのです。でも、そう言われても困りますよ、やはり無理ですよと断ると、給料は要りませんからと言うのです。

みなさん、おかしいと思いませんか。給料は要らないとは、どういうことでしょうか。当時、20代だった私は、働くことは給料のためだと思っていました。その給料が要らないということが、いったいどういう意味なのか、その頃の私にはわかりませんでした。

若者の肩を支えながら寂しそうに帰っていくお母さんの姿は、私の目に焼きついていて、今でも本当に申し訳ないことをしたと思っています。障害のある若者が、震えるような文字で、一枚一枚、履歴書を書いてきます。直筆で、自分が書かなければいけないのだという意気込みで、何とか働くのだという意気込みで、履歴書を一生懸命書いたのが伝わってきます。それでも雇えなかったのです。京丸園の経営理念は「笑顔創造」です。自分でもそういう生き方をしたいと決めて「笑顔創造」と書いて額に入れました。それにもかかわらず、私は、お母さんと息子さんを泣かせて帰ってしまったのです。

その後、求人する度に、何組も何組も違う家族が来ました。私は、障害のある人たちが、なぜうちへ来るのだらうと考え始め、いろいろと話を聞いてみると、工業界では、今まで彼らがやっていたような作業が海外へ行ってしまったといいます。また、工場ではライン

化されていて、彼らの働く場所すらないのが現状です。商業界では、チェーン店化が進み、飲食店でのお皿洗いの仕事でも、マニュアルどおりに働けない人はなかなか採用されません。

何か、自分にもできることがあるのではないか。障害のある人が、今度来たときには、ボランティアで1週間でも受け入れができたらと思い、私は勉強し、カウンセリングの資格を取りました。もし、パートさんたちが、障害のある人たちと働くのは嫌だと言ったならば、1週間だけだからと言ってすり抜ければいいと、わけのわからない言い訳を一生懸命に考えていました。

ボランティアから農業経営へ

ある日、障害のある若者が、農園に応募してきました。1週間だけの受け入れでもいいですかと尋ねると、お母さんはとても喜んでくれて、1週間でもいいです、やらせてやってくださいと言ってくれました。

みなさん、農園で何が起きたと思いますか。私が心配していたように、その若者がいじめられたり、パートさんが嫌がったりすることはまったく無く、むしろパートさんたちが、彼を支えようとしてくれました。障害のある若者が入ってくると、農園の雰囲気が変わったのです。自分も含めて、みんなが優しくなっている。この空気は、いったい何だろうかと思いました。

障害のある若者たちは、言葉がなかなか出なかったり、足が悪かったりします。作業場は狭いのですが、彼らが細い通路を通るときには、従業員は彼らが通りやすいように椅子を引いてあげます。何か困っているような顔をしていると「どうしたの」と声をかけます。当たり前なのですが、普段はなかなかそういうことをしていないのだなと改めて思いました。障害のある若者たちが農園に来てくれたおかげで、私も、農園のみんなも優しくなれたのです。

そればかりではありません。障害のある若者たちが来たことをきっかけに、農園の作業効率が上がったのです。みんなが優しく、安心していただける好ましい空間では、仕事の作業効率が上がるのでしょう。

そのとき私は、これはボランティアをしている場合ではないと思いました。賃金を変えることなく、パートさんの能力がアップしているのです。生産量の増加、これは経営者としては見逃せません。それが、障害のある彼らの力なのではないかと思いました。そのとき、ボランティアという気持ちは吹き飛んで、ビジネスパートナーとして彼らを迎え入れようと思いました。

障害のある人たちの作業能力は、健常者の半分か、もしかすると3分の1かもしれません。しかし、彼らが来てくれたことで、農園の力が総合力としてアップできれば、生産量

や売上が上がります。農園の経営は、個人戦ではなく、団体戦です。

彼らと組むことで、自分たちがつくりたかった農園に、優しい人が安心して働ける職場に一步近づけるのではないかと思います。家族経営から始めた農家なので、1年に1人しか採用できませんが、1年に1人ずつ障害のある若者を採用していこうと決めました。家族とパートさんが数人の農園でしたが、障害者の雇用を始めて13年たった今、社員の総数も60人に増えました。うち、障害のある人たちは22人います。

農業の柔軟性を活かした障害者の働き方

京丸園は、土耕部、水耕部、心耕部という3部門に分かれています。土耕部は、お米やトマト、ゴボウ等の土を使った農産物を生産しています。水耕部は、水耕野菜をつくる部門です。売上の95%以上は、水耕部によるものです。法人になって5期目の決算が終わり、2億4,000万円の売上のある会社になりました。

土と水を耕したら、あとは語呂合わせみたいですが、心も耕そうと、心耕部を設けました。ここの部門が、障害者の受け入れをサポートしています。京丸園に採用されたら、土耕部のパートさんの場合は、通常の会社のように、この仕事をしてくださいと指示されます。

しかし、心耕部では、あなたはどのような働き方をしたいのですかと聞かれます。障害のある若者が、こういう働き方をしたいと言ったら、私たちがそれをかなえます。この仕事をしてください、できなかったらやめてくださいではありません。あなたを採用したら、あなたが働けるように私たちが努力しますというのが、心耕部のスタンスです。

心耕部では、障害のある人たちが望んでいる働き方は、それぞれに異なります。1日に2時間しか働けないが、毎日働きたい人には、そういう仕事をつくり出す。週に3日、3時間ずつ働きたい人もいます。農業という分野では、受け入れ態勢を整えれば、その人たちに合った仕事を探し、作っていくことができます。障害には知的、身体、精神等があり、ある程度はそれぞれの障害に適した、得意分野と言える仕事もあります。しかし、基本的には、障害の種類にはあまり関係なく、それぞれの人の希望にあった働き方がかなえられます。

心耕部では、カウンセリングの資格を取得していて、森田療法と内観法から発展したコンストラクティブリビングという教育法をベースに、障害者の就労プログラムを作ったり、問題に対処したりしています。

農園の組織ですが、障害者が働く心耕部は、水耕部と土耕部の下にあると思われるでしょう。しかし、そうではありません。心耕部はその上にいて、偉いのです。心耕部を生産部門の下につけてしまうと、社員たちが、この障害者従業員は使えるかどうかと判断してしまい、指示命令系統がうまく機能しません。しかし、上に置いておくと、心耕部の担当

者が、障害者の希望に合わせて仕事をつくるよう、水耕部と土耕部の社員に指示できます。

この組織構成では、社員たちは大変です。一方で、生産部門の社員は、戦力として来てくれる障害者を、次はいつ頃来ますかと尋ねるぐらいに待ち望んでもいます。心耕部があることで、これだけの人数の障害者が、農園で円滑に働くことができるのです。

われわれも企業ですので、採用基準はあります。はじめに、最も重要なのは、本人が働きたいと思っているかどうかです。ご家族が働かせたくても、本人に意欲がない場合には、なかなか難しいものです。二番目は、自力で通勤できるかどうか。うちの会社には福祉車両が無く、送迎の手段がありません。三番目は、人に暴力を振るわないことです。パートさんたちが怖がらないためにも、人に手を上げたら、もう働けないということは、しっかりとルールにしています。実際に、そのルールを破った人はいません。

創意工夫と農業経営の発展

京丸園には、いろいろな障害のある人たちが来ますが、社員たちは、彼らが働けるようにしてあげなければいけないので、そのときに工夫が生まれます。その工夫のなかに、生産現場が変わっていくチャンスがあります。これが、障害のある人たちと働くおもしろさであり、今までの農業の殻を破るきっかけにもなります。

今、不況で経済が落ちていくなかでも、彼らのために開発した技術や彼らのために栽培しようと思った品目だけが伸びています。なぜかという、オリジナル性が高かったり、付加価値がついていたり、今までの農業との違いを世間の人たちが、「新しい商品」のなかに見てくれるからです。

主力となる水耕栽培の売上の50%は、姫ねぎの売上です。この姫ねぎと姫ちんげんのプラントは、障害者が働くために、彼らが給料を稼げるために開発した品目です。例えば、穴の並んだ水耕栽培のパレットに、チンゲンサイの若芽をぽとんと落としこむ定植作業は、指を二本使ってできます。最初は安定的な栽培が難しかったのですが、6年かけて黒字化にこぎ着けました。

今は、プロ農家用に開発されたトマトのパック栽培のプラントから、障害者が働きやすいように作業を分解し、オリジナルのプラントに作り変えようとしています。これに成功すれば、日本中のトマト農家で障害者が働くチャンスが生まれるかもしれません。夢のようですが、農業の現場でいろいろな人たちが働く風景が見えてきます。また、今では途絶えてしまいましたが、この辺では昔からゴボウが良く育ちました。そのゴボウを復活させようと、土耕部が挑戦しています。

障害者が働ける農業に変わることができれば、日本の農業はもっと発展するのではないかと思います。今、担い手が不足している日本の農業に、いろいろな人たちを送り込もう

ということが考えられています。多様な人を受け入れられる農業のあり方を考えることは、現代に合った農業へ変わるチャンスかもしれません。

これまで、障害者と関わってきましたが、それがどう農園経営に影響しているかということ振り返る余裕はありませんでした。しかし、今年、師匠からの勧めもあって、今までの取組をとりまとめて、日本産業カウンセリング学会で共同発表しました。

今、世の中の障害者雇用は、進んでいないのが現状です。障害者の法廷雇用率 1.8 %を達成している企業は、確か半分ほどだったと思います。法律で決まっているにもかかわらず障害者を雇い入れられないのは、企業が障害者をハンディーととらえているからではないでしょうか。

そこで、京丸園では、障害者を受け入れることで経営がどのように変化したか考察してみました。障害者雇用と売上の関係を、10数年にわたって表にしてみました。平成8年に家族経営とパートさんだけのときには、売上は6,500万円でした。その後、1人、2人、3人と障害者を採用していくと、それにつれて売上が伸び、比例して経常利益も上がっていきます。

もし、障害者が本当に職場でハンディーだったとするならば、売上が減ってくるか、利益が減ってくることになるのではないのでしょうか。京丸園では、障害者が決してハンディーではないということが証明できました。このように表にしてみて、やはり彼らはハンディーではないと自分でも実感できました。

数字だけを見れば、好景気に乗って仕事が忙しかったから、障害者を雇用したのではないかと尋ねる人もいるかもしれません。しかし、経営している私の観察では、心耕部で障害のある人たちに合わせて作物を選定し、仕事づくりをして、障害のある若者たちが働けるように作業形態を斬新に変化させていったことが、売上の伸びにつながっています。そして、仕事が増えることで、障害者をさらに採用できる経営サイクルに入っていたのです。

つまり、先に仕事があったから障害者を雇用したのではなくて、彼らがいてくれたから売上が伸びたと私は率直に思っています。ですから、こうやって取組の成果をまとめみると、ますます障害者就労には可能性があるのではないかと思います。彼らが企業で雇われないのは、もったいないことです。彼らをもっと生かすシステムや彼らと一緒に働く場を設けていけば、これまでとは違った何かができ上がるのではないかと感じます。

障害者就労の長続きの秘訣 - 三角関係のネットワーク -

心耕部では、正社員とパートの2人だけの職員で、22人いる障害者従業員の毎日のプログラムや週や月の働き方、年間の働き方を管理しています。障害のある従業員は、一人

一人の働き方が違い、時給も違うので管理がとても大変ですが、2人の職員は、毎日プログラムを立てて、彼らを現場に送り出しています。

障害のある人たちがいると、いろいろなことが起こりますから、もう少し多くの職員を配置しないと難しいと思われるかもしれません。しかし、少ない職員でもできるのは、社内でネットワークが構築されているからです。その、ポイントは三角関係にあります。

たいていの会社では、上司や社長から言われたことには従わなくてはならず、多少は体の具合が悪くてもやらなくては行けない。つまり、上下関係で働いています。しかし、障害のある人は、自分の気持ちを表現しづらく、言いたいことを言えないことが多いものです。

一対一の関係は、不安定と言われています。そこで、心耕部をこの上下関係の中に置いてみました。すると、障害のある人たちは、心耕部の職員を介して意見を伝えることもできますし、直接に上司や私にも相談できます。相談場所が二つあって、内容によって選択できるのです。私たちも、障害のある従業員に直接言ったら少しきついかと思うような場合は、心耕部の職員を介して意見を伝えます。この三角関係は、非常に安定していると、私は実感しています。

また、福祉関係機関との連携も重要です。障害のある若者は、学校を卒業して就職すると、就労支援や生活支援を受けていた機関から縁遠くなってしまうことが多いものです。すると、彼らには、会社との関係しかなくなってしまいます。

障害者と農園、家族という関係しかないと、障害のある従業員が、会社に意見を言う時には、既に時遅しで、もう仕事を辞める決心をしています。我慢を続けに続けて、辞めようと思つて決心するまで、彼らはなかなか意見が言えないのです。

心耕部の職員も、障害者従業員にとってはやはり上司のようなものです。会社では相談しづらいことがあるとき、社外にある公的な機関に相談できることは、とても心強いのです。なによりも、ご家族の方が安心されます。ご家族の方も、うちの息子の働く時間をもう少し延ばして欲しいとか、給料をもう少し上げてもらえないかという相談は、やはり、会社に直接はしづらいものでしょう。

福祉関係の機関には相談窓口があり、担当者の方がいます。障害者やご家族が相談すると、担当者が問題点を分かりやすく農園に伝えてくれます。一方で、われわれも、農場にいるときには、若者たちにいろいろと指導できますが、家庭のことまで口出しはできません。職場でいろいろな問題を引きずっているみたいですよ、家庭でいろいろなことが起きているみたいですよとお伝えすると、福祉機関の担当者が家庭へ出向いてくれて、問題の芽を早く発見してくれるので、それを摘むことができます。どれだけ早く、障害のある従業員から問題や悩み事を聞き出して、対処するかによって、彼らが仕事を継続できるかどうかが決まります。

浜松市では、農業分野でたくさんの障害者が働いていますが、福祉関係の機関から離れ

ないようにしてもらっています。雇用についても、福祉機関の紹介で受けています。福祉分野との関係を持続させながら、障害者を雇用していくのがいいという考え方は、農家に浸透しています。このように、農業と福祉が連携して、複数の相談箇所を設けることで、障害のある人が安心して楽しく働くことのできる環境を整えています。

農業分野で働く障害者層

これは、最初にお話しておかなくてははいけなかったのですが、農業による福祉を追求するなかで、どういう障害のある人たちを対象にしているのか、どういう農業について話しているのか、きちんと判別する必要があります。園芸療法やユニバーサル園芸、農業という産業での障害者雇用といった具合に話しを進めていくと、いろいろな立場からの見解があり、だんだんと大きな話になってきて、非常にややこしい話になってしまいます。

今日は、いろいろな分野の方々が会場にいらっしゃると思いますが、どのような障害のある人たちを、どのような農業に結びつけようとしているか整理して考え、自分はどの領域で活動していきたいか区別すると、活動しやすくなると思います。

三角形の図式がふさわしいかどうかはわかりませんが、障害のある人たちの働く能力を示すピラミッドがあると想像してみてください。ピラミッドの頂点にいる人たちは、限りなく健常者に近い障害者です。一方で、三角形の底辺には、寝たきりや介護が必要な障害者がいると仮にしてみましょう。

これまで、工業や商業を職域に雇用されてきた障害者は、主にピラミッドの頂点付近の人たちで、働ける障害者と言われる人たちです。今、これらの職域で採用されない障害者の方たちが、農業分野での雇用に可能性を求めています。全員とは言いませんが、そういった層にいる障害者が、農業分野で働いている、または働きたいと思っていると私は認識しています。

今までは、工業界や商業界の方々が頑張って、ある程度上層にいる障害者を雇用してきました。これからは、一般企業では採用されないけれども働く意欲のある、もしかしたら農業現場だったら働ける人たちを、農業分野でしっかりと働く土俵に乗せてあげることが大切です。もし農業が、障害者の能力を何とか賃金の稼げるところまでもっていくことができ、雇用するシステムをつくり、新しい産業に変わることができれば、働ける障害者の層はぐっと広がるのです。京丸園では、心耕部を設けることで、この層の障害者の働く場を作ってきました。

ピラミッドには、黒い横のラインが引かれています。このラインがとても重要ですが、これは働ける障害者のラインです。ラインの上と下の人たちで何が違うかというと、給料

をもらう障害者か、福祉サービスを受ける障害者かという違いです。悲しいことですが、これは絶対に引かなければならないラインです。

なぜかという、私たちの農園でも経験しているのですが、障害者を雇用していると聞くと、うちの子も雇ってほしいとご家族の方々がたくさん来てくれます。しかし、私が見ても働くことが難しそうな、一人でトイレにもいけないと思われる人たちも来ます。福祉サービスを受けるような障害者が、農業の従事者として現場にやって来たとしたら、農家はつぶれてしまいます。営利で生産している農業現場にトイレに連れていかなくてはいけない人たちがいたら、介助のために1人分の従業員の労働力をとられてしまうからです。そこで、私は、このラインを決めて、働くことが難しそうな障害者の採用を断ってきました。

しかし、親御さんは、私がお断りするとたいへんに憤慨して、うちの子を一目見ただけなのにどうしてそういう判断をするのですか、差別ではないですかと言います。そういうケースは非常に多く、どうして私が怒られなければいけないのだろうと思うときもありました。

しかし、親御さんの気持ちを考えたとき、わが子と接したこともない人間がこのラインを決めることに対して、立腹されているのかもしれないと思いました。働ける障害者と働けない障害者を、私が判別したことに対する怒りです。親御さんとのやりとりのなかで、ああ、これは私が決めてはいけないラインなのだと思うようになりました。これは、福祉の専門家や医師等、障害者をよく知っている人たちに判断してもらわないといけないラインなのでしょう。

このラインを福祉の専門家に決めてもらうことで、うちの農園では、採用に際したもめごとが減ってきました。京丸園では、このラインをどれだけ下げられるか挑戦しています。農業という分野で、このラインを下げる挑戦をしていくことには意味があります。障害者が、就労を通して社会参加や自立した生活が実現できるということだけではありません。このラインが下がれば下がるほど、国の福祉予算にも余裕が出て、福祉サービスが重点的に必要な人たちにもっと予算を使ってもらえるようにもなると思います。

しずおかユニバーサル園芸ネットワークの活動

「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」は、静岡県全体をフィールドに広域的な活動を展開するNPO法人です。このNPOは、園芸活動を通じた福祉の向上を目指しています。この会の名前を決めるとき、私は福祉という言葉を使うことに反対しました。なぜなら、福祉には施すという意味合いがあると私は解釈していたからです。

すると、ある人が「鈴木君、福祉という言葉の使い方が少しおかしいね」と言いました。「福祉という言葉の意味は、相手に施すということではない。相手も幸せになって、自分

も幸せになることを福祉と言うのだよ」と教えてくれたのです。その一言で、霧が晴れたみたいに福祉という言葉を使えるようになりました。

障害がある人たちを助けなければいけないのではなくて、彼らと接することや彼らと一緒にいること、一緒に仕事をする事や仲間になることで、自分も幸せにならなければ、それは福祉とは言えないと考えるようになったのです。そして、お互いが幸せになる関係を築き上げていこうというNPOの理念が固まりました。

NPOでは、市民農園のための講座、障害のある若者の農業就労のお手伝い等、様々な活動をしています。私は、障害者の就労を普及する活動を担当しています。

今は、静岡県の農林水産の部署から委託事業を受けて、特別支援学校、養護学校の生徒が農業現場に実習に行く際に、NPOがサポーターを派遣して、障害者と接することに慣れていない農家を支援しています。

これまで6年ほどこの活動を続けてきましたが、2007年までに障害のある若者4人が農家に就職できたことは、活動の成果と言えるでしょう。この数字を大きいと見るか、小さいと見るかは難しいのですが、やらなければゼロだと考えると、私たちにとって、この4人の就職はとても大きな意味があります。今でもこの事業は、継続して進めています。

今日の演題は「農業と福祉のいい関係！」としましたが、静岡県では、農業と福祉が連携する取組をNPOの名前にもなっていますが、ユニバーサル園芸と呼んでいます。静岡県は、ユニバーサルという言葉が大好きで、ユニバーサルデザインには力を入れています。

ユニバーサルというと、私も最初は、床の段差を無くすことなどを想像していましたが、垣根がないとか、いろいろな人たちがだれでも参画できるという意味があります。専門家の話によると、農業は全くユニバーサルではなく、垣根の高い産業です。確かに、だれでも参画できませんね。少し前までは、農家の長男でなければ農業はできなかった。技術も身につけなければできない。私は農家の長男だったので、当たり前のように農業に関わり、それが特別な産業であることには気づきませんでした。

農家の長男だから後継するという構図のなかでは、農業をやりたいとか、農業を良くしていこうとか、頑張ろうとか、農業で稼ごうとかいう意欲は芽生えにくいようです。農家の長男だからやっているという人たちだけで、一つの産業を支えることは難しいのです。日本でこれだけ農業人口が減り、遊休農地が増加した理由は、そこにあるのではないのでしょうか。

農業を発展させようと意欲のある人たち、農業を何とかV字回復させようと思う人たちが、農業に入ってくる仕組みをつくらないと、日本の農業はますます落ちていくと思います。ユニバーサルではない農業を、だれでも参画できるユニバーサルな産業に変えなくてはならないのです。

もし、障害者が農業で給料を稼げるシステムを築き上げれば、健常者にも応用できるシ

システムとして構築できるでしょう。障害者が、汗を流して働いて給料を稼げて、利益を出せる事業がきちんと作れば、日本の農業は今までとはかなり違ったものになるのではないかと思います。

それを教えてくれたのは、障害のある若者たちです。福祉のためとか、障害者を雇用しなくてはいけないということではなく、農業経営者として、農家の長男として、農業経営における幸せを追求し、農業を活性化し、もっといい産業に変えていくために、彼らの力を借りるのです。新産業創出と言えば格好いいですが、農業は、新しい産業になる可能性があるかと夢を抱いています。

農業分野における障害者就労と特例子会社

NPO法人「しずおかユニバーサル園芸ネットワーク」では、企業と農業と福祉の三者の連携モデルを構築すべく、現在取り組んでいます。

障害者が社会で活躍するための法律として障害者自立支援法ができ、福祉施設では、障害者を社会に送り出さなければならになりました。しかし、受け入れ企業が少ないので、福祉施設の方々は悩んでいます。

一方で、多くの企業は、障害者の法定雇用率 1.8 %が達成できず、職場に彼らを受け入れる場所がないと悩んでいます。法定雇用率に達しない企業は、納付金を納める決まりになっています。しかし、障害者を雇用していないと、企業の社会的責任を問われる社会にもなってきました。

農家にも悩みがあります。農家では、もうからなくても、種をまいたら収穫しなければいけません。浜松では、ミカンやお茶は、ほうっておいても育ちます。ミカンは、実ったらとらなければいけないので、もうからないけれども忙しい。人の手が足りず、労働力が欲しい。しかし、農産物の価格が低迷して、経営がうまくいきません。そもそも一般的に農家は、家族経営体で、人を雇用する制度を持っていません。農家は、国民保険に加入していて、雇用保険はない、労災にも入っていないところが多いのです。

そのようなところに、障害のあるわが子を送り込むのは、親御さんもやはり心配なことだと思います。一般企業に就職できれば、社会保険はあり、年金はあり、雇用保険はあり、労災はあり、社会保障がたくさんついて就職できます。しかし、なかなか一般企業には勤められないので、農家でも仕方がないと思う親御さんもいるでしょう。

しかし、このままでは、農業分野での障害者就労は広がっていきません。農家と障害者だけの連携では、取組の広がりに限界があるのです。多くの障害者が農業に参画できるよう、全国的に細かな点としてではなく、もう少し大きな流れになって欲しい。そこで注目したのが、企業と農業と福祉の三者の連携です。

浜松には、この三者が、互いの悩みを共有し、支え合う連携モデルがあります。実名で紹介させていただきますが、スズキ自動車さんが、企業と農家と福祉施設、そして障害を持った人たちの連携モデルを構築しています。われわれのNPOが、この仕組みのコーディネートをしています。

スズキ自動車さんは、障害者を特別に採用する特例子会社「スズキサポート」を設立し、30戸の農家が組織する農産物の販売会社と連携しています。障害者は、まず、この特例子会社に採用されます。社会保障が付き、最低賃金がきちんと支払われる一流企業に就職できるのです。しかし、親会社には障害者に適した業務がないため、障害者社員は、連携先の農家で働きます。現在は、派遣というシステムを採っていて、農家は労賃の一部をスズキサポートさんにお支払いしています。

しかし、障害者の受け入れは、農家にとって大変なことでもあります。そこで、障害者社員がつくった農産物は、スズキ・グループさんの社員食堂で使うという仕組みをつくりました。連携農家は、障害者社員を受け入れれば受け入れるほど、多くの農産物を希望価格で企業に販売できるという仕組みです。この連携事業をすることによって、地域の農業が活性化します。

通常は、企業は社員食堂で使う野菜を入札で安く購入します。企業と農家は、上下関係にあります。しかし、この連携事業では、大手企業と一戸の農家は、対等な立場にあることが特徴的です。農家は、障害のある社員に働き場を提供する任務を背負い、企業は適正価格で農産物を買取る。農家も利益を追求するのではなく、再生産が可能な最低単価での販売を望んでいるのです。

しかし、実際に調べてみると、社員食堂では、一般的に輸入のカット野菜が使われているようです。地元でとれたての野菜を使うと味が良くなり、栄養価や安全性も高い。新鮮な地元の農産物を使うことで、社員の健康管理にもつながります。

この連携事業で、企業は法的雇用率 1.8 %を達成し、障害のある若者は、社会保障のついた企業に所属しながら、農業現場で汗を流して働けるようになりました。なおかつ、企業の社員は、おいしい野菜を手に入れることができたのです。この関係は、三方よしの関係です。農業と障害者のおかげで、企業も地域とつながることができました。

この話には、続きがあります。農家の人が、そろそろ軽トラックを買い換えなければいけないなというときに、スズキさんの社員が農園で一生懸命働いていた。すると「やっぱりスズキだよな」となるのです。この連携事業で、一番嬉しかったのはそこです。障害のある若者たちが、車を売ったのです。

一般的にはセールスマンが、一生懸命に頭を下げて、どうか1台買ってくださいと売っています。そのようななか、障害のある若者たちが、自分たちの会社の看板を背負って、一生懸命に働く姿によって車を売ったことは素晴らしいことです。自分たちも汗を流して働いて稼いでいるのだけれども、なおかつ本業の車も売ってしまったわけですから。

こういう企業と地域との関係性が、連携モデルでは大切ではないでしょうか。浜松では自動車ですが、いろいろな地域で、自分たちの地域の特性を生かした連携モデルがつくれるのではないかと思います。障害者という登場人物がいて、それから農業というフィールドがあり、地域の企業と何かできないだろうか考えるなかで、オリジナル性が出てくるのではないかと思います。

スズキ自動車さんは、障害者を雇用して農家に派遣してきましたが、法律では、派遣社員は同じ職場で3年間までしか働けないことになっています。障害者にとっては、やっと覚えた仕事を安定的に継続していくことはとても大切です。そこで、スズキさんは、農家から農作業を請負う形への切り替えを検討しています。そのためには、会社が現場責任者を確保しなくてはなりません。

これまでのように、企業が農家に障害者を派遣するだけでなく、農家から農作業を請負うためには、農業のことがわかり、企業のことがわかり、なおかつ障害者福祉のことがわかる人材が必要になります。今、NPOでは、そのような人材の育成にむけた取り組みを始めたところです。

福祉の方はよくご存じだと思いますが、企業で働く障害者をサポートする職員は、福祉の制度で企業内ジョブコーチ、第2号ジョブコーチといいます。浜松では、その資格を取得するための講座があります。われわれのNPOは、福祉のジョブコーチの資格講座にオプションで農業の講座を付けて、農業ジョブコーチとでもいうべき人材を育成したいと考えています。NPOが、第2号ジョブコーチを取得した人を対象に農業の専門講座を開設し、この講座を受けると農業分野のジョブコーチとして企業で働ける仕組みをつくろうと検討しています。

農業と園芸療法

今までお話ししてきたのは、障害のある人たちが農業現場で就労する、ピラミッドでいうと上の層の人たちに関する話です。それでは、ピラミッドの底辺にいる人たちは、農業で何もできないのかというと、そうではありません。農業で植物を触ったりすることを治療につなげていこうとする、園芸療法という分野があります。浜松市でも、園芸療法に挑戦された方がいます。しかし、私の知る限りでは、今のところ利益を得てビジネスとして成立できた事例はありません。あくまでも、福祉関係者が福祉サービスの一環として園芸療法を行っています。

例えば、もし、農家の私が園芸療法のサービスを提供したら、障害のある人たちからサービス料を受け取らなければなりません。しかし、彼らに園芸療法を、農作業をやらせてあげたからお金を下さいと言っても、実際には厳しいでしょう。

もし保険の点数に園芸療法が認められ、農業現場で働くことで治療できることになれば、

福祉予算を使いながらする医療行為として、この領域のサービス提供が成り立つかもしれませんが。しかし、実際には、まだそこまでは進んでいません。

人を生かす農業へ

京丸園では、さまざまな障害のある人たちが働けるように、多様な道具や機械を考案してきました。例えば、トレー洗い。農業では、野菜等の作物を育てるだけではなく、使った道具を洗う作業があります。簡単な機械でブラシを回し、水を流しながら、トレーを上下して洗います。障害のある人たちに「トレーをきれいに洗ってね」と言うと、1枚を1時間ぐらいかけて丁寧に洗ってくれます。

きれいに洗うというのは、とてもあいまいな指示なのです。しかし、洗浄用の機械を使って「ここにトレーを入れて2回上下させてね」と指示すると、障害のある人たちも、健常者も同じように精度高く洗えます。20万円か30万円を投資した機械によって、1人の働く場を生みだせるのです。

また、このような機械を開発するなかで、農業現場での作業は、リハビリに役立つのではないかと考えるようになりました。トレー洗いの上下運動は、手を傷めた人がすればリハビリにもなるのではないかと。

もう一つの例では、うちの農園には、農場をいつもきれいに掃除してくれる女性の障害者従業員がいます。彼女が掃除してくれるおかげで、農場をきれいにすると虫が減る、作物の病気がなくなることが分かりました。そこで開発したのが、虫取り機、虫の掃除機です。

虫の掃除機は、野菜の上で空気を吸って、虫も吸い取ってしまう機械です。虫を農薬で駆除するのではなく、吸い取って捕まえる機械を開発しようと発想できたのは、彼女が農園に入ってくれたおかげです。

農園には、健常者ですが足の悪い社員がいます。彼が、虫の掃除機によりかかりながら、歩行器を押すように野菜の上を動かしていきます。通常ですと、仕事は速くやらなければいけませんが、この虫取り機を使った作業は、速くてはだめです。なぜなら、速すぎると虫を吸い取れないからです。ですから、足の悪い人や速く働くことが苦手な人に適しています。

虫取り機は、地元の上島電興社さんが、作業療法士のアドバイスをもらって設計しました。歩行器代わりになる虫取り機を使えば、足の悪い人がリハビリセンターで歩くのではなく、農園で給料を稼ぎながら足の訓練をできるようになります。

別の障害者従業員のためには、水耕栽培のスポンジを分離する装置を開発しました。この機械でも、リハビリの効果が期待できます。この機械は、ボタンを押すと動きます。う

ちの農園でこの機械を使っている人は、左手を動かさなければいけない人です。ですから、わざわざ左手を遠くに伸ばさないと届かない位置にスイッチをつけてあります。手を動かすリハビリをこの機械でしているのです。

普通の機械では、ボタンが一番押しやすいところについています。そうでないと、作業効率が落ちてしまいます。しかし、作業効率を上げるばかりではなく、農場でリハビリも兼ねようと発想すれば、こういった機械の開発につながります。

健常者である私も、いつ福祉サービスを受ける立場になるかは分かりません。けがをすれば、リハビリセンターでリハビリをするでしょう。それは、誰にでも言えることです。例えば、足の骨を折って、足の訓練をしなければいけないとき、リハビリセンターでお金を払ってリハビリをします。しかし、もし、リハビリの必要な人が、農業現場でリハビリしながら仕事ができたらどうなるでしょうか。

農場で仕事しながらリハビリができたら、患者さんはお金をもらいながらリハビリができます。お金をもらって体を治せるのです。生産のためだけでない、リハビリ機能のある農場があったら、農業はますますおもしろくなりそうです。

これは医療行為に関わるので、農家が勝手に始めるわけにはいきません。作業療法士と農家が連携して取り組むべきテーマでしょう。その人に合ったリハビリができる補助具を、農業現場で使える農作業機械として開発するのです。

農商工連携という言葉はご存じですか。工業界や商業界や農家が、新しいビジネスを創設するためにする連携です。リハビリ機能農場の補助具を地域で連携して開発すれば、地域活性化にもつながるでしょう。

今まで工業界で進められてきた機械化では、いかに生産コストを抑えるかということに重点が置かれてきました。人件費が一番高いので、人間の労働力を削減するための機械化です。工業界では、工場のラインがあり、そのシステムのなかで働ける人が採用されます。ラインで働けない障害者は、なかなか採用されません。日本中が、そのように機械化した職場ばかりだったら、ある程度能力のある人しか働けないことになります。

一方で、農業は、まだそれほどシステム化されていないため、その人に合わせたシステムをつくることのできる産業だと思います。種をまくラインとか、今、機械化させていますけれども、まだまだ発展途上にあります。私は、ラインで無人化した農場をつくることに賛同できません。人が関わって、自然を利用しながら、農業の魅力を生かすことが大事であると考えからです。

これからの農業では、いかに人が生かされるかということを重視して機械化していくことを、私は提案したいと思います。省力化機械の開発から、人を生かす活性化機械の開発へのシフトです。農業もせっかくやるのだったら、いろいろな人がいる農場がいい。障害のある人、リハビリする人、高齢者等、いろいろな人たちにいてもらえる場を農業という

産業の中につくり上げられたら、素晴らしいことです。

もしも、障害のある人たちの雇用を私が断り続けていたら、今の京丸園はなかったと思います。彼らを受け入れるために農業のやり方を変えたことが、今の京丸園をつくっています。それを考えると、私は、彼らと出会えて本当によかったと思っています。

本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

○ 司会

どうもありがとうございました。大変に内容豊富なお話でした。鈴木さんのお話を大きく二つに分けると、前半は京丸園さんの経営と障害者雇用の位置づけ、後半は地域に障害者を受け入れるシステムをどうやってつくっていくかというお話でした。大変に先進的な取り組みをされていると思いますが、このような取組を普及するための仕組みがあれば教えてください。

○ 鈴木氏

今までは、福祉サイドの方々福祉の中だけで考え、農業分野の人たちは農業分野の中だけで考え、企業の方たちは企業の中だけで何とかしようとしてきました。これからは、みんながよくなる方向で考えていくことが大切だと思います。

農家である自分たちがやることで、企業がもうかるとか、福祉サイドの人たちが働けるようになるとかとお互いのことを考えることです。みんな夢や目的があるので、いろいろな垣根をとって、みんなの悩みをみんなで話せば、さっきご紹介したようなモデルができます。

今日は、企業の皆さんも、福祉サイドの方も、農業関係の方も会場にいらっしゃいますが、今こういうことで悩んでいるのだけれどもとお互いが話せる関係になれば、何か生まれるのではないのでしょうか。

きっと、その地域でなければできないことがあると思います。いろいろな人たちと地域で出会うことが、大きなポイントではないかと思います。

○ 司会

ありがとうございました。

障害者就労に取り組むにはご苦労はあるけれども、地域の人たちが互いに手を握りあえば、いろいろなことを話せるというお話です。会場の皆さんも、ご遠慮なくご質問されたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 来場者

東京農業大学4年の**と言います。今日はお話、ありがとうございます。

最初のお話で、障害者以外にも高齢者の方もよく雇ってくださいと来たとお聞きしましたが、高齢者を雇用する取り組みはなされていますか。

○ 鈴木氏

今日は、障害者に関する話をしましたが、うちの農園では、高齢者も働いています。今、「お達者クラブ」をつくろうかと話しています。半年ほど前まで、最年長で 93 歳の人が働いていました。今は、さすがにデイケアに行くようになりましたが、暇な時には草を抜いてくれます。9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 10 代と、全部の世代がいるのがうちの自慢です。

ただ、障害者は、障害者手帳を持っているので、その人に合った能力給の設定ができませんが、高齢者には健常者と同じ賃金を支払わなくてはならないので、能力に合った仕事を適正にさせていただくのが制度上難しいのが問題です。

さっきお話したように、クラブ化、または組合化して、自分たちで組織をつくれば、京丸園に雇われるのではなく、京丸園という会社と組んで働くことができ、それぞれの人のペースで働けると考えています。しかし、名前は「お達者クラブ」と決まっているのですけれども、実際にはまだ組織化は進んでいません。

ぜひ、そのようなテーマを研究していただきたいと思います。世の中には高齢な人たちが多くですし、現実には農業をしているのも高齢者です。ですから、その仕組みをよく観察すれば、必ず解決策というか、いい案が出てくると思います。

ぜひ、高齢者のテーマも頑張って研究してください。

○ 来場者

はい、ありがとうございます。

○ 司会

他に質問はございますか。どうぞ。

○ 来場者

横浜市健康福祉局の**と申します。本日は貴重なお話、ありがとうございます。障害のある方が御社でお仕事をされるに当たって、スキルというと正確でないかもしれませんが、こういったことだけは欠かさず準備をされていて欲しいということが、もしございましたら教えてください。

○ 鈴木氏

障害のある若者の親御さんたちからも、どのような訓練をしてくれば働けるようになりますかという質問をよく受けます。基本的には、技術面での準備は必要ありません。気持ちのいい挨拶ができたり、返事ができるというところに尽きるのかと思います。やはり謙虚であることは、とても大事だと私は思います。

彼らから私たちが学んだことは、こういう生き方はすてきな、謙虚さを忘れたら、やはりかわいがられないなということです。家庭での教育で、または福祉サイドの方々の声かけで、気持ちいい挨拶ができるようになったらもう最高でしょうね。そうすれば、きっといろいろな人たちがかわいがってくれて、そこで何か役割ももらえる。役割がもらえれば、もしかしたら対価がもらえる可能性もあると思います。

○ 来場者

どうもありがとうございました。

○ 司会

他にございませんか。どうぞ。

○ 来場者

農林水産省経営局人材育成課の**と申します。障害者の就労によって経常利益が上がったということですが、京丸園さんが成功したのは、心耕部という組織があって、いろいろな福祉関係機関とも連携してきたことにあるとのことでした。

他の農業者が、こうした取り組みを始めるとき、この仕組みをつくるのは結構難しいかと思われます。例えば、心耕部の仕事は、とてもコストがかかるような気がします。他の農家や法人が、京丸園さんのような空気というか、社内の気風をまねるために、何かアドバイスをお願いします。

○ 鈴木氏

先ほどもお話ししましたが、福祉関係の方々と仲良くなることに尽きるのではないかと思います。私たち農業者が、福祉のプロになるというのはなかなか難しく、福祉サイドの方たちが農業のプロになるのも難しいものです。やはり、もちはもち屋と言いますが、専門技術を高めた人同士が手を組む、連携するというのに尽きると思います。それから、こういう出会い方をするかですが、行政のみなさん方が、いろいろな人たちをつないでいてくれるといいなと思います。

最近では、福祉サイドの方々が農業をやるケースが出てきています。しかし、私は、できることならば地域の農業者と組んでももらいたいと思っています。それが、地域の農業を活性化するのに効果的だと思うからです。ただ、寂しいことに、農業が余りにも衰退してしまって、地域に連携できる農家がないケースが近頃出てきています。しかし、やはり福祉施設が農園を経営するのは大変でしょうし、農家が福祉施設をやろうといっても、それもまた考えに及ばない話です。

それぞれのノウハウを持っている人たちが、お互いに連携することは利にかなっていません。コストも、さほどかかりません。うちの農園では、半年前に野菜をつくりたくて入社してきた社員が、心耕部で障害者の担当をしています。そのように円滑にできるのも、福祉サイドの方たちに支援してもらっているからです。

やはり、やる気のある人たちが連携すれば、何でもできるのではないかと思いますので、ぜひ行政の方たちにコーディネートしていただきたいと思います。そうしていただくと、きっといくつもの新たな取組が生まれてくると思います。

○ 司会

今、福祉関係者との連携が効果的とお話しいただきましたが、連携するうえで、課題や

問題点もあったかと思いますが、ご紹介いただけると参考になります。

○ 鈴木氏

問題は、特にありませんでした。本当に勉強になることばかりで、困ったことは無かったと思います。ただ、一つお話しておきたいのは、ボランティアでは続かないということです。農業者は、農業で稼ぐというつもりがないといけません。福祉サイドも、経営が少し苦しいので応援してくれと言われても、農家の収支までは応援できないと思います。やはり農業経営をしっかりとやったうえで、福祉サイドの方々の応援をいただくことで力が強まるという効果があると思います。

農業という産業の体力が落ちてしまうと、取組ができなくなってしまうので、農家には頑張ってもらいたいと思います。一方で、福祉サイドの方々が、地域の農業を何とか応援しようと考えてくれると、連携の仕組みはどんどんできてくるはずです。

○ 司会

本日は、大変勉強になるお話をいただきまして、どうもありがとうございました。会場の皆さんも、きっと感激されていることと思います。これにて、きょうのセミナーを終わりにいたします。

鈴木さんに、もう一度拍手をお願いいたします。

どうもありがとうございました。(拍手)

おわりに

本研究資料のうち実態調査で紹介した事例は、障害者福祉事業所（社会福祉法人およびNPO法人）ならびにそれと関係する農業生産法人での取組であった。福祉事業所が農業分野における就労に取り組む際の課題と効果について、若干の整理をすることで、本稿の結びとしたい。

まず、「はじめに」で指摘したように、福祉事業所が取り組んでいる農業分野における障害者の就業実態について全体像を示すデータは、ほとんどないが、一部の道府県では、障害者就労の作業内容を公表している。これに基づき、農業を実施している事業所の割合を整理して示したのが第1表である。これでわかるように、大都市圏を抱える大阪府を除き、北海道の町村部および青森県等の8県で農業に取り組む福祉事業所が3割前後を占めている。農村部を中心に、各地域で福祉事業所による農業分野での就労は一定の割合をもって展開している。

また、農業と農業関連事業（食品加工等）を合わせた割合では、4～8割を占めており、農業および農業関連事業は、福祉事業所における就労機会の創出に大きな役割を果たしているといえる。ただし、食品加工等を単独で実施している割合が高い点では、農業と農業関連事業が必ずしも有機的に連関している状況とはいえない。

第1表 障害者福祉事業所における農業の位置づけ(道府県別)

		福祉 事業所 数	計	割合(%)					その他
				農業ないし農業関連の作業を実施				食品加工	
				農業を 実施	農業関連 事業を合わせ て実施	農業関連 事業のみ 実施			
道府 県	北海道	330	100.0	52.4	17.9	7.3	34.5	24.2	47.6
	町村部	78	100.0	75.6	33.3	17.9	42.3	29.5	24.4
	青森県	65	100.0		36.9				
	茨城県	83	100.0	48.2	25.3	8.4	22.9	19.3	51.8
	山梨県	66	100.0	63.6	33.3	18.2	30.3	28.8	36.4
	大阪府	418	100.0	37.3	3.6	1.2	33.7	32.8	62.7
	奈良県	58	100.0	69.0	25.9	8.6	43.1	20.7	31.0
	島根県	51	100.0	78.4	41.2	39.2	37.3	35.3	21.6
	山口県	105	100.0	41.0	24.8	2.9	16.2	15.2	59.0
	高知県	76	100.0	69.7	25.0	3.9	44.7	31.6	30.3
宮崎県	76	100.0		28.9					

資料： 各道府県の障害者工賃実態調査等(公表データ)から作成、それぞれ大阪府は平成21年度調査、北海道、茨城県、奈良県、高知県は平成20年度調査、青森県、山梨県、宮崎県は平成19年度調査、島根県、山口県は平成18年度調査。
注： 農業関連事業には、食品加工のほか農産物・同加工品販売、飲食店での作業、農産物包装等の農業関連請負作業を含む。宮崎県の農業は自主生産にかかる作業のみの集計(他は福祉施設外での農作業請負等を含む)。

そうした中で、本研究資料では、付加価値の高い農産物の生産のみならず、直売や加工、調理に多角的に取り組んでいる先進的な取組事例を紹介してきた。これら福祉事業所は、農作業が障害者の身体、精神にも良い影響があるということで農業を始めた例が多くみら

れた。また、生活の基本としての食に対する意識が高く、農産物を自給する取組が多いことも特徴といえる。

しかしながら、これら福祉事業所が、農業分野における障害者就労に取り組むにあたって、特にその当初において、農業に関する知識不足等から数々の問題を抱えていた。

例えば、農業技術や農業経営に関する知識の習得、農業機械・設備の整備に問題を抱えていた事例が散見された。また、農地制度に対する知識不足や地域での関係者間の合意形成の難しさ等から、農地の確保で困難を抱えていた事例もみられた。これらが障壁となつて、取組を円滑に開始できなかつたり、十分に発展させられなかつたりしていた。

その後、これら先進的な取組事例では、地域の農業者と福祉関係者が連携することで、お互いの知見、設備等を有効に活用しながら、かかる課題を解決してきた。農業技術等に関する問題は、福祉事業所の職員が協力農家で研修することで解消してきた事例がみられた。また、近隣農家が、障害者が作業する農地を機械で耕耘したり、中古機械を施設に譲ったりしながら、福祉施設の農業活動を支援している実態もあった。

福祉事業所が、こうした課題を克服しながら農業分野における障害者就労に取り組むことによって、障害者とそれをサポートする福祉施設の職員が、福祉行政のもとで、農業分野で多数就労している実態を、本研究の調査では浮き彫りにすることができたと考える。

また、障害者が、農家が高齢化して耕作放棄地化した農地を活用して生産に取り組んだり、高齢農家の作業を手伝う援農を行ったりと、地域の農業生産に貢献している実態も明らかとなった。

これら福祉事業所では、さらに多くの障害者を受け入れて、農地の借入を増やしたり、新たな拠点施設を整備するなどして、農業分野における障害者就労の取組を面的に広げようとしている。さらには、豊富な労働力を活かして、農産物の直売や加工・調理に多角的に取り組みながら、それらを通じて、地域の農業者や消費者と交流する活動にも積極的である。

さて、農村部を抱える地方圏を中心に地域経済が停滞する中で、雇用等の場の確保が困難な状況が続いており、福祉事業所の就労にも少なからぬ影響が及んでいる。

この点に関連して、全国社会就労センター協議会が行った福祉事業所の売上高の変化に関する調査結果をみてみよう（第2表参照）。これでわかるように、2008年から2009年の1年間にかけて、売上高が減少した事業所の割合は、48%と半数近くに達している。一方で売上高が増加した事業所の割合が18%あるので、増加から減少を引いた純減割合でみれば30%となるが、この場合でもやはり減少割合は大きい。

企業からの受注による作業分野の落ち込みが大きいことが、その主たる要因となっている。特に自動車関連等での工業製品の部品・組立作業での減少が大きい。こうした中であって、農作業と加工食品の2分野のみが、増加割合が減少割合を上回る純増分野となっている。このように、福祉事業所の就労サービス事業における農作業および加工食品の位置づけが高まっている状況を確認することができる。

こうした点を踏まえ、農村部で農業者の高齢化が進み、農業生産者の不足も深刻化して

いくことを考えあわせると、福祉事業所の農業分野への進出が、地域における就労の場の拡大や農業生産の維持・拡大に結びつくよう、農業と福祉が連携し、農業分野における障害者就労の課題を解消していくことが、今後、益々重要になっていくと考えられる。

第2表 1年前と比較した障害者福祉事業所での売上高変化
—2009年5月時点、受注先別・作業分野別—

		事業所数 (計)	計	割合(%)			
				増加	減少	変わらない ・無回答	増加－減少
計		1,867	100.0	17.5	47.5	35.0	▲ 30.0
受注先	企業から受注	903	100.0	10.4	63.1	26.5	▲ 52.7
	官公庁から受注	230	100.0	20.9	29.6	49.6	▲ 8.7
	その他(自主製品等)	718	100.0	25.3	34.0	40.7	▲ 8.6
主な 作業 分野	農作業	150	100.0	30.0	28.0	42.0	2.0
	加工食品	252	100.0	31.7	30.2	38.1	1.6
	繊維・皮革製品	112	100.0	17.9	36.6	45.5	▲ 18.8
	部品の加工・組立 (自動車関連)	138	100.0	7.2	88.4	4.3	▲ 81.2
	部品の加工・組立 (自動車関連以外)	262	100.0	4.2	68.3	27.5	▲ 64.1
	その他の製品	284	100.0	19.4	52.1	28.5	▲ 32.7
	印刷	109	100.0	12.8	59.6	27.5	▲ 46.8
	リサイクル事業	105	100.0	7.6	67.6	24.8	▲ 60.0
	清掃作業	147	100.0	15.0	19.7	65.3	▲ 4.8

資料：全国社会就労センター協議会(2009)「景気後退に伴う社会就労センターへの影響調査[平成21年5月版]調査結果」から作成。

注：サンプル数766施設・事業所、作業分野は施設・事業所が行っている作業のうち主なもの3つまでの回答。

(香月 敏孝)

平成 23 年 5 月 31 日

印刷・発行

農村活性化プロジェクト 研究資料 第 3 号

農業分野における障害者就労と農村活性化
— 社会福祉法人，NPO 法人，農業生産法人の活動事例を中心に —

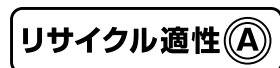
編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電 話 東京 (03) 6737-9000

FAX 東京 (03) 6737-9600

印刷・製本 勝美印刷 (株)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。